

**藤井寺市障害福祉計画（第7期）
藤井寺市障害児福祉計画（第3期）
【案】**

令和6年2月
大阪府 藤井寺市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 大阪府の方針	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象	3
6. 基本指針のポイント	4
7. 計画の策定体制	5
第2章 藤井寺市の現状について	6
1. 統計データからみる現状	6
2. 障害のある人に対するアンケート調査結果からみる現状	13
3. 当事者団体に対するアンケート調査結果からみる現状	18
4. 障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査結果からみる現状	21
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念と基本目標	27
2. サービス提供体制の確保において踏まえるべき視点	28
3. SDGsを意識したまちづくり	29
第4章 成果目標と活動指標	30
1. 成果目標	30
2. 活動指標	43
3. 成果目標の達成について	74
4. サービス等の確保策	76
第5章 計画の推進に向けて	79
1. 計画の推進体制	79
2. 計画の点検・評価	80
資料編	81
1. 計画策定の経過	81
2. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則	82
3. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿	84
4. 用語解説	85

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国において、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障害福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行や令和 3 年の「医療的ケア児支援法」の成立に加え、令和 6 年には「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正施行が予定されているなど、生活と就労に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実、地域社会の理解と協力の促進といった障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるための取組が進められています。

また、令和 5 年度より「障害者基本計画（第 5 次）」が国において定められ、共生社会の実現に向けた当事者の社会参画促進を基本理念として、新型コロナウイルス感染症への対応や SDGs の考え方に基づいた施策の推進が新たに位置づけられています。

本市では、令和 3 年 3 月に「藤井寺市障害者計画」、「障害福祉計画（第 6 期）」及び「障害児福祉計画（第 2 期）」を策定し、国や大阪府の方向性と整合を図りながら障害者施策を推進してきました。上記計画のうち、「障害福祉計画（第 6 期）」及び「障害児福祉計画（第 2 期）」が令和 5 年度末で計画期間満了を迎えることから、障害のある人を取り巻く環境や障害のある人自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障害の有無に関わらず、全ての市民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、令和 6 年度を初年度とする「藤井寺市障害福祉計画（第 7 期）」及び「障害児福祉計画（第 3 期）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

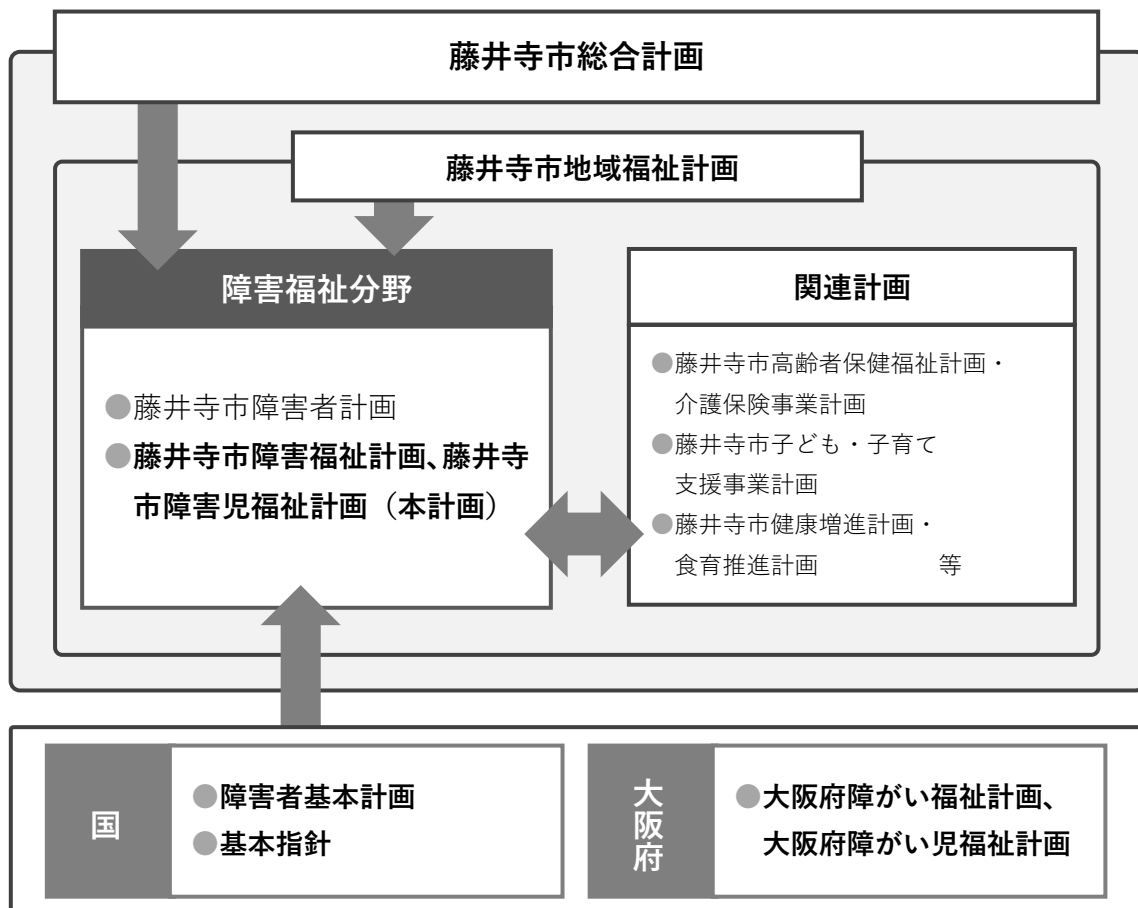
(1) 根拠法令

「藤井寺市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条、「藤井寺市障害児福祉計画」は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画に位置づけています。

(2) 藤井寺市における位置づけ

本市の上位計画である「藤井寺市総合計画」・「藤井寺市地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、大阪府の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、市の障害福祉サービス等の具体的な数値を定めた計画であり、市の障害者福祉の大綱を示す「障害者計画」と総合的に推進を図ります。



3. 大阪府の方針

大阪府では、令和2年度に「第5次大阪府障がい者計画」を策定しています。

この計画は、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本理念を実現するために、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」「多様な主体の協働による地域づくり」「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」「合理的配慮によるバリアフリーの充実」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」を基本原則に掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、大阪府が取り組む施策を定めており、市の障害福祉施策推進の基本となるものです。

4. 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画です。

	R 6年度 (2024年度)	R 7年度 (2025年度)	R 8年度 (2026年度)	R 9年度 (2027年度)	R 10年度 (2028年度)	R 11年度 (2029年度)
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期、第3期（本計画）			第8期、第4期		
障害者計画	現行計画			次期計画		

5. 計画の対象

本計画の対象は、平成23年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者（発達障害を含む）
- その他の心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

6. 基本指針のポイント

▼基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

7. 計画の策定体制

(1) 策定体制

①各種会議等での審議

計画の策定に当たり、「藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

②パブリックコメントの実施

市民からの意見を広く募集し、その意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを令和5年12月25日から令和6年1月19日にかけて実施し、20件の意見が寄せられました。

(2) 各種調査の実施概要

①現行施策の進捗調査

成果目標の達成状況やサービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料としました。

②障害のある人に対するアンケート調査

障害のある人及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「藤井寺市の福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

③当事者団体に対するアンケート調査

市内の障害当事者会や家族会の代表者あてに、団体の活動内容や活動を行う上での課題や問題を把握するためアンケート調査を実施しました。

④障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査

市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に、サービスの提供や提供体制の確保に関する課題や問題を把握するためアンケート調査を実施しました。

第2章 藤井寺市の現状について

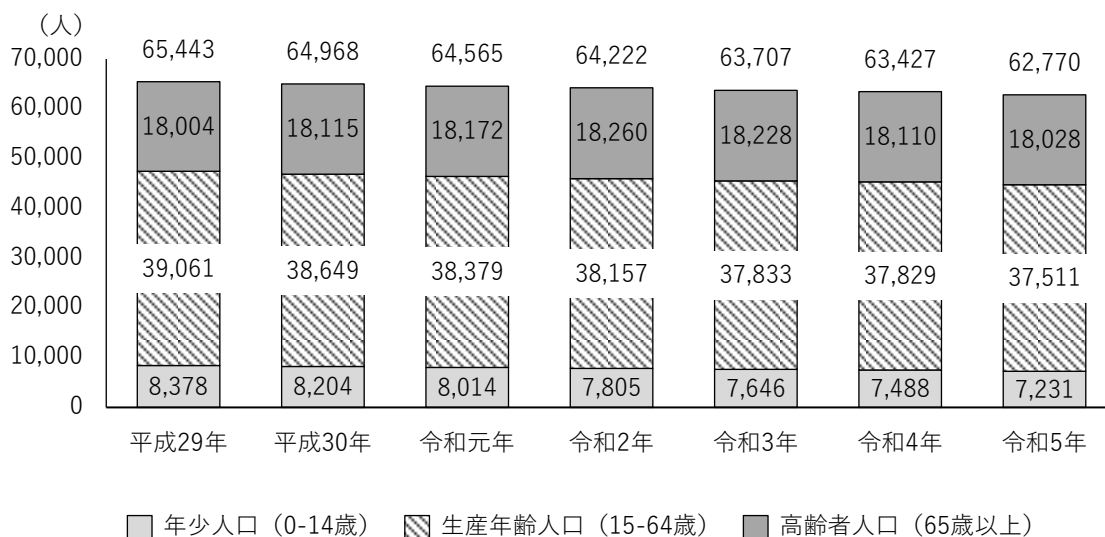
1. 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯

①人口の状況

本市の人口は減少傾向にあり、令和5年9月末日現在で62,770人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、高齢者人口は平成29年の18,004人から令和2年には18,260人まで増加している一方、それ以降は減少傾向に転じています。また、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向が続いています。

●年齢3区分別人口の推移

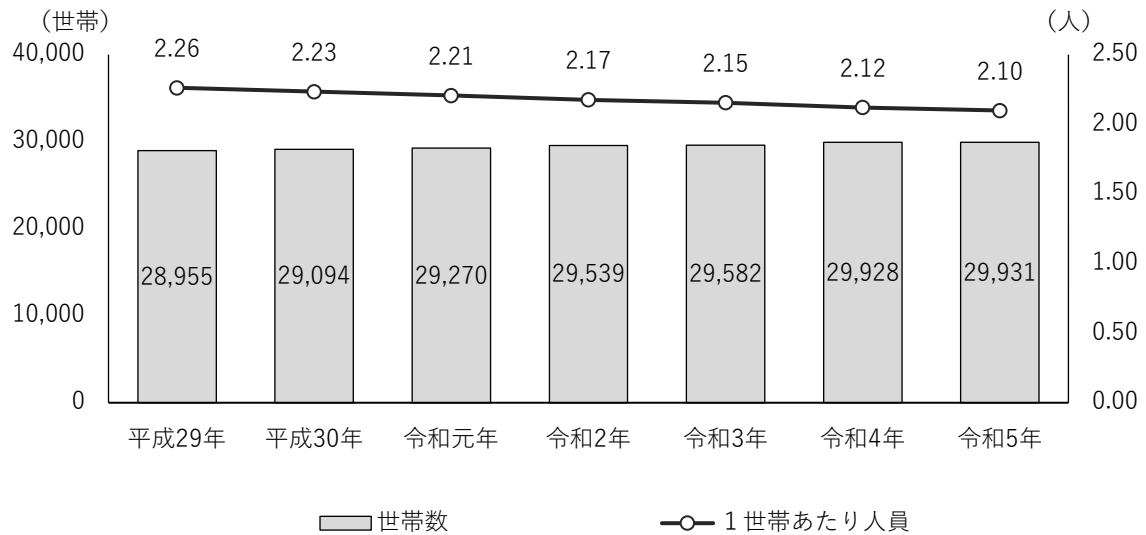


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

②世帯の状況

世帯数は令和5年9月末日現在で 29,931 世帯となっており、増加が続いていますが、1世帯あたり人員は緩やかに減少しており、平成29年は2.26人でしたが、令和5年には2.10人となっています。

●世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

(2) 障害者手帳等の所持者数

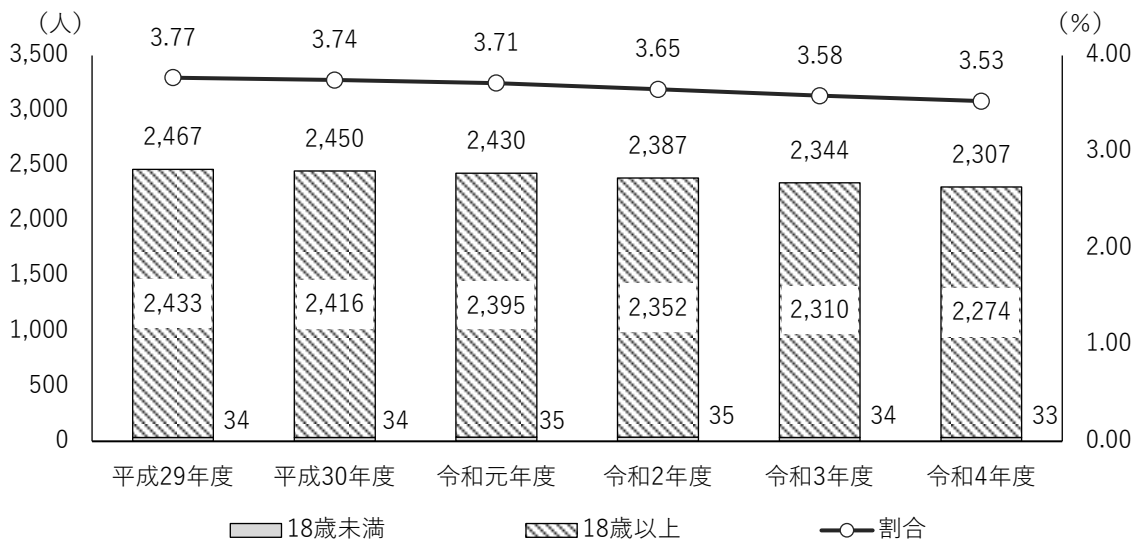
①身体障害

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在では2,307人となっています。

等級別では、1級及び2級の重度の人が、令和4年度末現在では1,019人で、平成30年度より減少傾向にあります。

障害種類別では、聴覚・平衡機能障害と肢体不自由は平成29年度、音声・言語障害及び内部障害は平成30年度が最も多く、それ以降は減少傾向となっています。視覚障害は令和元年度より増加傾向となっており、令和4年度末時点で145人となっています。

●身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級別	1級	741	738	719	722	696	694
	2級	347	351	351	346	340	325
	3級	433	417	419	389	382	381
	4級	645	635	626	609	597	573
	5級	166	165	166	165	167	176
	6級	135	144	149	156	162	158
種類別	視覚障害	130	128	136	145	149	145
	聴覚・平衡機能障害	172	168	166	161	155	143
	音声・言語障害	26	29	25	24	24	26
	肢体不自由	1,402	1,387	1,372	1,341	1,318	1,294
	内部障害	737	738	731	716	698	699
合計		2,467	2,450	2,430	2,387	2,344	2,307

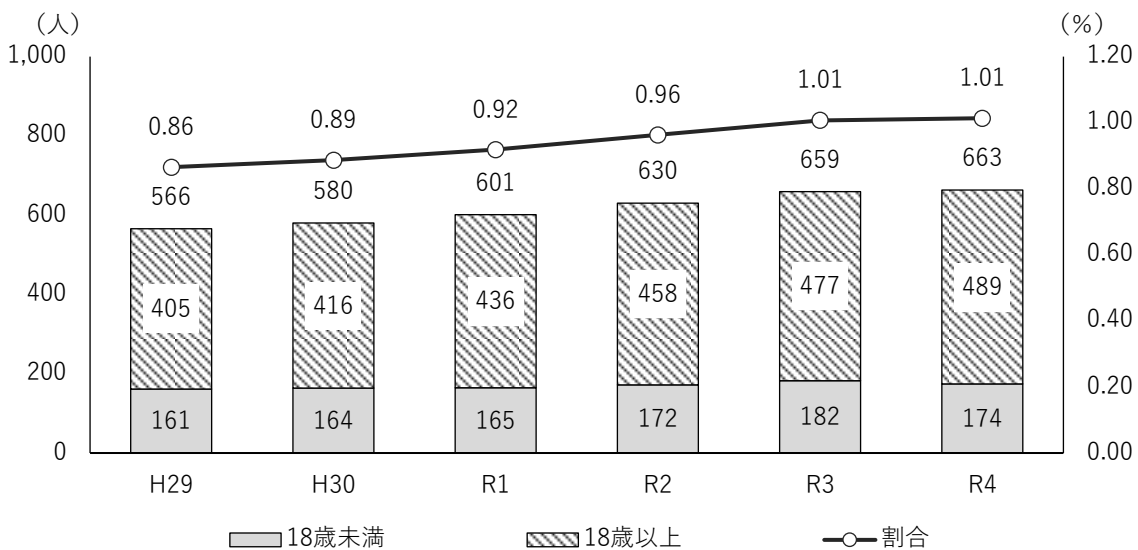
資料：市福祉総務課（各年度末現在）

②知的障害

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在では663人で、うち18歳未満が174人、18歳以上が489人となっています。

程度別では、令和4年度末現在でA（重度者）が261人、B1（中度者）が121人、B2（軽度者）が281人となっています。A（重度者）とB1（中度者）は令和3年度まで増加が続いていましたが、令和4年度には減少しています。一方で、B2（軽度者）は増加が続いています。

●療育手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
程度別	A	247	248	251	258	263	261
	B1	119	118	121	117	122	121
	B2	200	214	229	255	274	281
合計		566	580	601	630	659	663

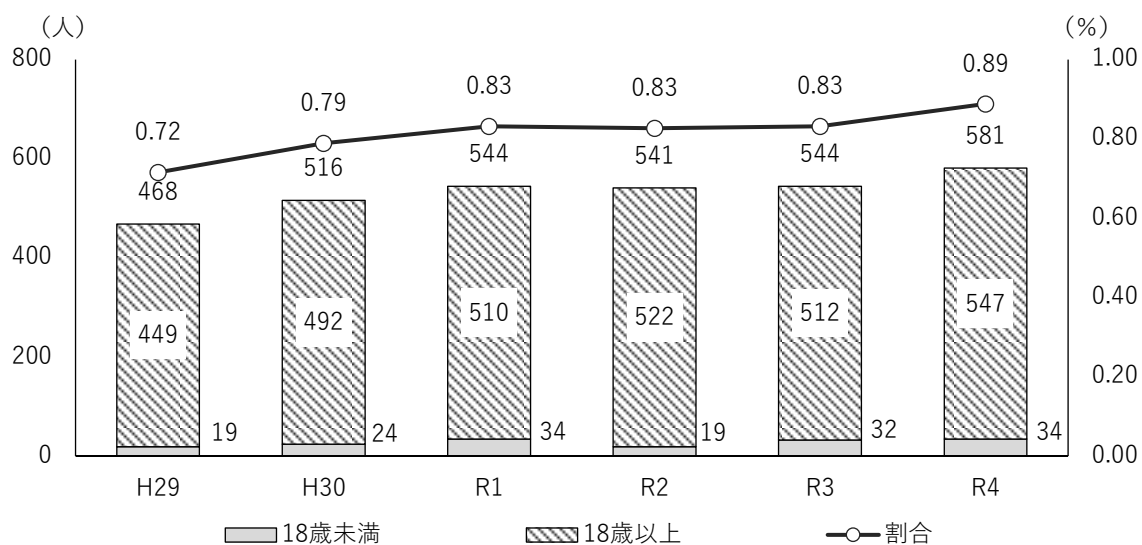
資料：市福祉総務課（各年度末現在）

③精神障害

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在では581人で、うち18歳未満が34人、18歳以上が547人となっています。

等級別では、令和4年度末現在で1級（重度者）が26人、2級（中度者）が359人、3級が196人となっています。いずれの等級も、増減を繰り返しながらも増加傾向にあります。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



(単位：人)

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
等級別	1級	28	26	24	22	23	26
	2級	328	343	349	341	354	359
	3級	112	147	171	178	167	196
合計		468	516	544	541	544	581

資料：市福祉総務課（各年度末現在）

(3) 地域資源の状況

①障害福祉サービス等提供事業所

市内で障害のある人及び障害のある児童に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

●障害福祉サービス提供事業所

サービス項目	事業所数（か所）	定員（人）
居宅介護	38	-
重度訪問介護	33	-
同行援護	18	-
行動援護	2	-
重度障害者等包括支援	0	0
生活介護	9	148
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0
就労移行支援	3	46
就労継続支援A型	1	20
就労継続支援B型	13	236
就労定着支援	3	-
療養介護	0	0
短期入所（福祉型・医療型）	8	30
自立生活援助	0	-
共同生活援助	12	108
施設入所支援	0	0
計画相談支援	7	-
地域移行支援	3	-
地域定着支援	3	-
児童発達支援	11	105
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	14	135
保育所等訪問支援	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0
福祉型児童施設入所・医療型児童施設入所	0	0
障害児相談支援	5	-

資料：大阪府指定事業所一覧（令和5年10月末現在）

②地域生活支援事業

市内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下の通りです。

●地域生活支援事業提供事業所の状況

区分	事業項目	実施の有無
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施
	自発的活動支援事業	実施
	相談支援事業	実施
	成年後見制度利用支援事業	実施
	成年後見制度法人後見支援事業	実施
	意思疎通支援事業	実施
	日常生活用具給付等事業	実施
	手話奉仕員・養成研修事業	実施
任意事業	点字・声の広報等発行	実施
	奉仕員養成研修	実施
	成年後見制度普及啓発	実施
	障害者虐待防止対策支援	実施

資料：市福祉総務課（各年度末現在）

区分	事業項目	事業所数（か所）
必須事業	移動支援事業	22
	地域活動支援センター機能強化事業	3
任意事業	訪問入浴サービス	1
	日中一時支援	0

資料：市福祉総務課（令和5年10月末現在）

③相談支援

障害に関する市内の相談支援事業所は下表のとおりです。

●相談支援事業所

サービス項目	事業所数（か所）
指定一般相談支援事業所	2
指定特定相談支援事業所	7
指定障害児相談支援事業所	5

資料：市福祉総務課（令和5年10月末現在）

2. 障害のある人に対するアンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

障害のある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障害のある人の日常生活に関する意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査概要は、以下のとおりです。

	18歳以上対象調査	18歳以下対象調査
調査対象	18歳以上の障害者手帳所持者 又は障害福祉サービス利用者	18歳未満の障害者手帳所持者 又は障害福祉サービス利用者
対象者数	1,800件	300件
調査票法	郵送による配布・回収（WEB回答が可能な方法を併用）	
調査期間	令和5年7月24日～8月11日	
回収数	719件	100件
回収率	39.9%	33.3%

調査対象の年齢は令和5年3月31日時点で判別しました。

(2) 18歳以上対象アンケート調査結果からみえる課題

①雇用・就労について

結果概要	<p>○一般就労での就労移行について、【身体】【療育】【精神】いずれも「働くことができない」が高いが、回答者別で見ると、本人が回答した場合「働いて収入を得たい」が、家族や家族以外の介助者が回答した場合と比べて高く、一般就労への意向が高まっている。</p> <p>○一般就労ができない理由について、【身体】【療育】【精神】いずれも「病気や障害があるため」が最も高いが、次いで高いのは【身体】【精神】で「体力的に続かない」、【療育】で「人づきあいが苦手」「仕事が覚えられるか心配」となっている。</p> <p>○障害のある人の就労支援について、【身体】【療育】【精神】いずれも「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も高く、次いで【身体】で「通勤手段の確保」、【療育】で「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」、【精神】で「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が高くなっている。</p>
今後の課題	<p>◆知的障害のある人、精神障害のある人は正規雇用の意向が強く、一般企業における雇用の促進を図るための就労移行支援、ジョブコーチの充実、企業等の理解促進等が必要。</p> <p>◆障害のある人の職場定着が促進されるよう、職場環境の整備、職場におけるいじめや虐待の防止について、関係機関と協力して啓発を行っていく必要がある。</p>

②将来の暮らしの希望について

<p>結果概要</p>	<p>○将来希望する暮らし方について、【身体】【療育】【精神】いずれも「今いる住まいや地域で暮らしたい」が最も高く、【療育】では「グループホームで暮らしたい」が【身体】や【精神】と比べて高くなっている。</p> <p>○地域で暮らす場合に必要な支援について、【身体】【療育】【精神】いずれも「経済的な負担の軽減」が最も高く、次いで【身体】で「在宅で医療的ケアが得られること」、【療育】で「相談対応などの充実」、【精神】で「必要な在宅サービスが利用できること」が高くなっている。なお、回答者別で見ると、家族や家族以外の介助者が回答した場合、「コミュニケーションについての支援」「地域住民などの理解」が、本人が回答した場合と比べて高くなっている。</p> <p>○将来の暮らしに対する不安について、【身体】は「災害時に自力で避難できない」、【療育】は「お金や財産の管理が難しい」、【精神】は「安定した収入が得られない」が最も高くなっている。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>◆支援者の高齢化への対応、自立と親亡き後の不安の解消のため、グループホームなど住まいの場のニーズがある。</p> <p>◆地域での自立した生活を実現するために、経済的な問題を不安視する意見が多くみられるため、前項（雇用・就労について）でもふれたとおり、雇用環境の改善を通じた就労の促進を図ることが重要となる。</p> <p>◆知的障害のある人や精神障害のある人が地域で安心して生活するために、在宅サービスの提供体制の整備や相談支援体制の強化が求められている。また、地域で暮らす方々の理解を得られる環境づくりも求められており、障害についての理解促進の取り組みも併せて重要となる。</p> <p>◆災害時避難や金銭管理について不安視する意見もみられる。地域と連携した避難体制の強化、成年後見制度の利用による生活のサポートなど、当事者が安心して生活できるための支援体制の周知・充実も求められている。</p>

③サービスの利用について

<p>結果概要</p>	<p>○利用している制度やサービスについて、【身体】は「各種減免（割引）制度」や「生活介護」、【療育】は「生活介護」や「移動支援事業」、【精神】は「自立支援医療」や「就労継続支援」が高い。</p> <p>○在宅サービス・通所サービスを定める際に重要視することについて、【身体】【療育】【精神】いずれも「事業所のスタッフが信頼できる」が最も高い。</p> <p>○現在利用している事業所に通う時間について、【全体】では「15分以上～30分未満」「30分以上～1時間未満」「15分未満」「1時間以上～2時間未満」の順に高い。なお、事業所に通うために許容できる時間について、【全体】では「15分以上～30分未満」「30分以上～1時間未満」「15分未満」「1時間以上～2時間未満」「2時間以上」の順に高い。</p> <p>○在宅サービスを提供する事業所に対して不満に思うことについて、【身体】【療育】【精神】いずれも「利用回数・時間などに制限がある」が最も高い。また、通所サービスを提供する事業所に対して不満に思うことについて、【身体】【療育】は「利用回数・時間などに制限がある」、【精神】は「サービス提供者の知識や経験が不足している」が最も高い。</p> <p>○在宅サービス提供に関連する行政への不満について、【身体】【精神】は「利用回数・時間などに制限がある」、【療育】は「相談や手続きに時間がかかる」が最も高い。また、通所サービス提供に関連する行政への不満について、【身体】は「サービス内容に関する情報が少ない」、【療育】【精神】は「相談や手続きに時間がかかる」が最も高い。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>◆現在のサービス利用は、日常生活を支えるサービスの利用が主となっていることが調査結果より伺えるが、一般就労や地域生活移行への意向を踏まえると、自身の能力に応じた職場や働き方とマッチングできるサービスの充実や、地域での自立した生活を支えることのできるサービスが求められている。</p> <p>◆事業所を決める際には、スタッフが信頼できるかどうかを重要視するという意見が多くみられる。質の高いサービス提供に向け、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有や各種研修への参加促進、事業所間での連携強化に向けたネットワーク構築などに取り組んでいくことが求められる。</p> <p>◆事業所への移動時間をみると、概ね15分～30分未満でサービスを利用している人が大半である一方、近隣から少し離れた場所や、長時間の送迎（30分以上～1時間未満）で利用している人も一定数いることがうかがえる。通所の許容範囲として、最大で1時間未満という回答が全体の約7割を占めていることから、今後のサービス提供基盤の確保については、市内だけでなく、近隣自治体と連携しながら進めていくことが重要となる。</p> <p>◆事業所や行政に対する不満として、利用回数の制限や利用手続きに関する煩雑さを指摘する意見が多くみられる。サービス提供体制の拡大や、各種手続きの簡素化など、利用者の満足度向上に向けた取組についても検討していく必要がある。</p>

(3) 18歳以下対象アンケート調査結果からみえる課題

①育成・教育について

結果概要	<p>○通学・通園先について、【全体】では「小学校」が最も高く、次いで「児童発達支援所（療育教室・通園施設）」が、保育所となっている。</p> <p>○育成・教育に関する希望について、【全体】では「子どものもつ能力や障害の状態に適した指導の実施」が最も高く、次いで「就学・進路相談など相談体制の充実」、「乳幼児期、小学生期、中学生期、中学卒業後の各期の連続性のある支援」が高い。また、発達障害の診断の有無別でみると、診断されている場合に「学校などの介助体制や障害に配慮した施設の整備」が診断されていない場合と比べて高くなっている。</p>
今後の課題	<p>◆子どもの特性に応じた教育を実施するために、対象となる子どもの特性を把握し、成長に応じた継続的な支援体制が求められる。</p> <p>◆発達障害を抱える子どもについても、学校において対応できる環境を整備することを検討しつつ、家族に対してペアレントトレーニングを提供できる体制づくりなど、福祉・教育の両分野で一体的に支援体制を整えていく必要がある。</p>

②保健・医療について

結果概要	<p>○日常的に医療的ケアを必要としているかについて、【全体】では「必要としている」が16.0%となっている。</p> <p>○現在受けている医療的ケアについて、【全体】では「服薬管理（内服）」が最も高く、次いで「服薬管理（座薬）」「気管切開」「日常的な吸引」が高い。また、通院の頻度について、【全体】では「月に1回程度」が最も高く、次いで「年に数回」「2週間に1回程度」「週に2～4回程度」が高い。</p> <p>○医療を受けるうえで困っていることについて、【全体】では「通院（病院までの移動）が困難」が最も高く、次いで「医療的ケアなど専門的な治療をする病院が近くにない」が高い。</p> <p>○医療的ケアを必要とする人やその家族が安心して暮らすために必要なことについて、【全体】では「ショートステイの充実」「入所施設の充実」がそれぞれ最も高く、次いで「日中活動の場の充実」が高い。</p>
今後の課題	<p>◆医療的ケア児支援法の成立も受け、行政や保育施設では受け入れが可能な体制を整えることが求められている。調査結果では、吸引や人工呼吸器など、特に慎重を要する医療的ケアを日常的に受けている子どもがいることがうかがえる。保護者が通院を困難と感じている現状、医療的ケア児を受け入れ、保護者の就労や介護負担軽減につながるような体制の検証が求められる。</p>

③サービスの利用について

<p>結果概要</p>	<p>○利用している制度やサービスについて、【全体】では「放課後等デイサービス」が最も高く、次いで「児童発達支援」、「各種減免（割引）制度」が高い。</p> <p>○現在利用している事業所に通う時間について、【全体】では「15分以上～30分未満」「15分未満」「30分以上～1時間未満」「1時間以上～2時間未満」「2時間以上」の順に高い。なお、事業所に通うために許容できる時間について、【全体】では「15分以上～30分未満」「30分以上～1時間未満」「15分未満」「1時間以上～2時間未満」の順に高い。</p> <p>○サービスを決める際に重要視することについて、【全体】では「事業所のスタッフが信頼できる」が最も高く、次いで「送迎してもらえる」、「事業所が近くにある、通いやすい」「利用できる日や時間の都合がよい」が高い。</p> <p>○サービスを提供する事業所に対して不満に思うことについて、【全体】では「利用したい日・時間に利用できない」が最も高く、次いで「サービス提供者がよく代わる」、「利用回数・時間などに制限がある」が高い。</p> <p>○サービス提供に関連する行政への不満について、【全体】では「相談や手続きに時間がかかる」が最も高く、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」、「利用回数・時間などに制限がある」が高い。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>◆回答者の多くがサービスを利用しており、その内訳としては放課後等デイサービスや児童発達支援を利用していることがうかがえる。サービスを利用する児童が増えているなか、放課後等デイサービスをはじめとした各種サービスを提供する基盤の充実は引き続き必要となる。</p> <p>◆事業所への移動時間をみると、概ね15分～30分未満でサービスを利用しているが大半である一方、府外での利用と予想される回答者（2時間以上）もみられる。通所の許容範囲として、最大で1時間未満という回答が全体の約9割を占めていることから、今後のサービス提供基盤の確保については、市内だけでなく、近隣自治体と連携しながら進めていくことが重要となる。</p> <p>◆事業所を決める際には、スタッフが信頼できるかどうかを重要視するという意見が多くみられる。質の高いサービス提供に向け、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有や各種研修への参加促進、事業所間での連携強化に向けたネットワーク構築などに取り組んでいくことが求められる。また、送迎を重要視する意見もみられるため、上記の課題と合わせ、市内や近隣でサービスを提供できる体制を整えていく必要がある。</p> <p>◆事業所や行政に対する不満として、利用回数の制限や利用手続きに関する煩雑さを指摘する意見が多くみられる。サービス提供体制の拡大や、各種手続きの簡素化など、利用者の満足度向上に向けた取組についても検討していく必要がある。</p>

3. 当事者団体に対するアンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

定量調査では見えてこない、障害のある人やその家族が抱える課題を直接把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査概要は、以下のとおりです。

調査対象	福社会館団体登録のある障害当事者団体及び家族会
対象数	8団体
調査票法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年8月9日～5年9月13日
回収数	5団体
回収率	62.5%

(2) 調査結果

①活動又は事業を行う上での課題や問題点

- 府団体全体、地域の会員や当事者の高齢化がすすみ、コロナ禍の影響もあり、会としての活動、集まりが年々少なくなっている。保健所での相談も活動もコロナ優先になり、相談員の数や時間も少なく困っている家族の手助けが充分でなくなっている。大阪市内のように教室（保健所における）も年2回あるかなしかではなく、活発に開催してほしい。昨今医療中断、服薬中断などで高齢の親が困っている事も少なくない。
- 講習会やイベントなどを開催したいが、財源がないため、実現が難しいことがある。助成金などあれば嬉しい。完全なボランティア活動であるため、主催者側の負担が大きい。参加者から手伝ってくれる人が今後出てこないと継続運営していくことは難しい気がする。会員を増やしていくためのアプローチがまだできておらず、そこをどうしていくかが課題である。
- 手足が不自由。手話が不必要なので普段通用していませんので、心使いが大変です。私もそう思いました。
- 数年前より、学齢期の方の入会が全くありません。情報はネットで検索すれば、何でも知り得るからでしょうか。役に付きたくない、行事に参加するのが面倒等の理由も聞こえてきます。できるだけ、参加しやすい内容のものを考えていきたいと思えます。
- 会員の高齢化。

②会員又は障害のある人及び利用者が抱えておられる主な課題や問題点

- 国や大阪府は、自立とは働くことを中心に考えていて、B型事業所→A型事業所→自立と考えておられるが、自宅に高齢の親と居場所のない当事者が各家庭毎に孤立している。就労中心の自立ではなく当事者の相談出来る所、いつも集える居場所造りを考

えていただきたい。各市にひとつある地域活動支援センターも生活保護をもらって生活しているおじさん、おばさんたちの「生きてるよ！」と生存確認のような楽な居場所として利用されているのみで、今、相談や居場所が必要な当事者の集える場所にはなっていない。中身については、「委託していますからお任せです」というばかりで家族や当事者の要望に合っていない。自宅に居る当事者が多すぎる。

- 働くことに関しては、ハードルが高く、苦勞されています。私たちの団体は、子どもたちがまだ小さいので、“親が働く”ということに関してですが、療育などにも時間をとられるため、働き先を見つけることも大変だし、歳の近い兄弟児がいる場合、障害児と兄弟児2人とも保育所に入れないと働けないので、療育手帳取得などで本人と兄弟児にも加算があれば保育所に入りやすいと思います。働きたいけど働けない人も多いので、仕事先の紹介などあれば嬉しいです。障害児を育てることは定型児を育てるよりもお金がかかります。
- ほとんど交流がありません。年1回ほどです。人権問題は感じません。
- 障害者の高齢化、二次障害等、問題は後から出てきます。また、親の高齢化も問題です。入所、GHに入れる方は少しは安心ですが、そうでない方はずっと親が介護しなくてはなりません。事業所がGHを建設しても、費用の問題があります。家賃補助、年金等、金額が上がれば大変ありがたいです。
- 普段の生活、余暇の過ごし方、コミュニケーション、本当に伝えたい事は何か等。

③地域での障害者に対する支え合いや助け合いの活動を進めていくためには、どのようなことが必要か。

- 民間に任せるだけではなく、当事者の一人暮らしの住居確保（府営住宅の活用）地域で親亡きあとも一人暮らしができるよう、それに必要な支援を増やしてほしい。居場所作り（当事者が集える所）、子ども食堂のような昼食、夕食を安価で提供出来る食堂、当事者が困った時相談出来る所のネットワーク作り、家族が入院とかした時の一時入居出来る当事者のショートステイ出来る施設があればよいと思う。
- まずは、障害のある人たちに関わる人たち同士でのコミュニケーションを深めていくことが必要（親同士や親と支援者または支援者同士）。上記のことがある程度できてきた上で、障害のない方々に障害のある人たちのことを少しずつ理解してもらうことが必要だと考えます。
- 障害者でなくてもお年寄りが何か物を持って階段を使う時は、手を差し伸べて欲しいです。
- 少子高齢化の時代背景の中で、障害者を特別扱いしてくれとは言いません。市民の皆さんもそれぞれに悩みがあり、問題を抱えていると思います。家庭内の問題は別にして、地域でできる事を考えた時、できるかどうかわかりませんが、こうであつたらいいなと思うことを書かせていただきます。障害者を一括りでまとめることはできません。同じ障害名でも十人十色です。障害者だろうが、高齢者だろうが、引きこもり等だろうが、日々関わっている家族の大変さを理解してもらえたら、そして、頑張っねと言われるより、笑顔で挨拶をしてもらったり、ご苦勞さんと声をかけてもらったり、ちょっとしたことですが、それがずっと心に残ります。活動としては、小中高の

学校教育の中に福祉に関連することを多く取り入れ、実践して欲しいです。まず、障害のある人と接する機会を増やすことが理解につながると思います。

- 当事者や家族会以外で交流の場が必要。とはいえ、まだまだ世間は自分とは関係ないと考えられているのが大半と思う。

④今後、特に望まれる福祉施策や福祉サービス

- 精神障害者2級の人への訪問看護サービスの内容の充実。30分傾聴共感のみでは当事者や家族の役には立っていない。一人で受診出来ない時は、病院の前で待ってお手伝いします。病院まではガイドヘルパーを契約して下さい、というおかしな制度の作り方は現状には合っていない。もう少し現状を知り、家族や当事者のニーズをキャッチして、おかしな縦割りのサービスは不要。一貫した必要な使い勝手のよいやり方を取り入れるべきです。
- 障害児を育てる親のためのカウンセリングサービス（親のストレスがすごくある。金銭的にも依頼すると高い。専門家に話を聞いて欲しいがどこに相談してよいかわからない）。複数のデイを利用している家庭に、担当者会議の整備をして欲しい（小学校の担任と各デイの管理者による会議）。情報共有の面と保護者の負担軽減のため。市で支援学校に通う子どもや支援学校に通う子ども対象のイベントを実施して欲しい。たくさん放課後デイサービスがあるが、いい加減な施設も多いので、しっかり指導して欲しい。利用者の意見を聞いて欲しい。
- 役所に行くのはあまりないので、どこかポスターで手を差し伸べましょうというのはいかがですか。
- 障害児と障害者で大きく差があると思う点は、平日帰宅してからの過ごし方です。市内在住で市内の事業所に通所していれば「ふれあい」を利用できますが、他事業所を利用している障害者は「ふれあい」を利用できません。日中一時をやっている事業所を探しても無いに等しいです。日中一時に対する単価が低いため、運営的な面で難しいようです。それに比べて、障害児のデイサービスは単価が高いためか、事業所が学校まで迎えに来てくれ、親が仕事に就け、遅くまで預かってくれると聞きます。単価の問題は大きいです。また、親が仕事に就けるという点は、成人の家庭でも願うところです。障害福祉年金だけでは、日々の必要経費が賄いきれません。障害福祉年金は重度の方で1か月8万1000円。軽度の方は6万8000円。個人差はありますが、高齢の家族は親は年金生活、アルバイト等でやっと何とかやっています。しかし、帰宅する時間に制限があるため、児童のような訳にはいきません。いずれにしても、同等の扱いをお願いします。
- 作業所外で自由に入出入りできる場所が欲しい。

4. 障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

障害のある人の生活を支える各種サービスについて、その供給に関する現状や今後の方向性に加え、事業所が抱える課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査概要は、以下のとおりです。

調査対象	・ 藤井寺市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所、相談支援事業所 ・ 藤井寺市とサービス提供協定を締結している訪問入浴サービス事業所
対象数	107 事業所（不達 2 事業所含む）
調査票法	メール、文書での通知、WEB 上での回答
調査期間	令和 5 年 8 月 4 日～ 9 月 3 日
回収数	59 事業所
回収率	55.1%

(2) 調査結果

①障害福祉サービス、障害児通所支援等のサービス提供状況

●サービスの定員・サービスの利用者数・藤井寺市民の利用者数（令和 5 年 7 月現在）

サービス種別	事業所数	回答数	参考値		
			定員数	利用者数	うち市民
居宅介護	38	23	196	126	86
重度訪問介護	33	13	11	6.3	7
同行援護	18	10	18.85	13.15	10
行動援護	2	0			
移動支援	22	7	17.35	17.4	10.1
訪問入浴サービス	2	1	6	6	3
短期入所	10	2	4	2	1
共同生活援助	12	7	57	39	25
就労移行支援	3	3	44	22	10
就労継続支援 A 型	1	1	25	22	6
就労継続支援 B 型	13	8	162	118	68
生活介護	10	3	62	35	29
就労定着支援	3	3	15	10	2
地域活動支援センター	3	2	28	17	10
児童発達支援	12	4	30	12	7

サービス種別	事業所数	回答数	参考値		
			定員数	利用者数	うち市民
放課後等デイサービス	15	5	35	21.3	14
計画相談支援	7	4	235	217	200
地域移行支援	3	1	2	0	0
地域定着支援	3	1	0	0	0
障害児相談支援	5	2	10	0	0
空欄		4	0	6	3
総計	215	104	958.2	690.15	491.1

※定員数のみ空欄など一部空欄回答があるため、定員数<利用者数や回答数≠総計等の不整合あり。

【分析】

- 居宅介護の回答数と比較して重度訪問介護の回答率が低く、指定は持っているものの活動がない可能性が高い。
- 定員数・利用者数は、特に移動支援と計画相談支援のサービスについて提供体制が十分でないことが伺える。また、計画相談支援以外の事業は、藤井寺市民の利用者数が全利用者の概ね7割。計画相談支援は藤井寺市民の利用者数の割合が9割以上。
- サービス提供できなかった実績の有無については、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援では全ての事業所が「無」の回答で、就労移行支援や就労継続支援（B型）などの日中系サービスでも「無」の割合が多かった一方、居宅介護や同行援護などの訪問系サービスでは「有」の割合が5割程度となり、計画相談支援では「有」の割合の方が多くなっている。

②利用者のニーズとサービス提供が進まない理由

●利用希望の高い障害福祉サービス

サービス種別	総計	在宅	GH	日中	児童	相談
居宅介護	8	6		1		1
重度訪問介護	1	1				
同行援護	3	3				
移動支援	3	3				
訪問入浴サービス	1			1		
短期入所	3	1		1		1
共同生活援助	5		2	2		1
施設入所支援	2			1		1
就労継続支援 A型	4			3		1
就労定着支援	1			1		
日中一時支援	1			1		
児童発達支援	2				2	
放課後等デイサービス	1				1	
計画相談支援	1			1		
重度障害者等包括支援	1			1		
特になし	24	13	2	5	3	1
総計	61	27	4	18	6	6

※横軸の区分は、以下の事業所の回答内容を集計したものです。

「在宅」・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、訪問入浴サービス、短期入所を提供している事業所

「GH」・・・共同生活援助（グループホーム）を提供している事業所

「日中」・・・就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、生活介護、就労定着支援、地域活動支援センターを提供している事業所

「児童」・・・児童発達支援、放課後等デイサービスを提供している事業所

「相談」・・・計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援を提供している事業所

【分析】

- 居宅介護や同行援護などの訪問系サービス、共同生活援助、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援は、それぞれ自らが提供しているサービスはニーズがあると感じている。
- 就労移行支援や就労継続支援（B型）などの日中系サービス・計画相談支援や障害児相談支援などの相談系サービスは、幅広いサービスニーズを感じている。

●定員増員や新規参入が進まない理由

サービス種別	職員の確保が困難	報酬単価が低く採算性に不安がある	サービス提供場所(土地や建物)の確保が困難	利用者の継続的な確保が困難	利用需要の見込みが立ってづらい	事業拡大の方針がわからない	わからない	総計
居宅介護	7	2		2	1			12
重度訪問介護	1	1						2
同行援護	3	1						4
移動支援	3	1						4
訪問入浴サービス					1			1
短期入所	1	1	2	1			1	6
共同生活援助	2	1	1	2		1		7
施設入所支援	2	1	2					5
就労継続支援A型	1	3	1	1				6
就労定着支援								0
日中一時支援	1	1						2
児童発達支援	2	1	2					5
放課後等デイサービス	1		1					2
計画相談支援	1				1			2
重度障害者等包括支援	1							1
総計	26	13	9	6	3	1	1	59

【分析】

- 「職員の確保が困難」・「報酬単価が低く採算性に不安がある」を理由とする回答が、全般的に多かった。
- 特に、就労継続支援A型のニーズでは、自由記載も含め「報酬単価が低く採算性に不安がある」を理由とする回答がもっとも多い結果となった。
- サービス提供場所を必要とする短期入所・共同生活援助・日中系サービス・障害児通所支援では、「サービス提供場所（土地や建物）の確保が困難」を理由とする回答も多かった。

③今後の事業計画

●利用者の定員を増やす予定

サービス種別	事業所数	回答数	増員予定		増員時期と人数					
			なし	あり	R5	R6	R7	R8	未定	合計
居宅介護	38	23	16	6	13	3	10		3	29
重度訪問介護	33	13	11	1	1					1
同行援護	18	10	6	4	3			4		7
行動援護	2	0								0
移動支援	22	7	6	1	1					1
訪問入浴サービス	2	1	1	0						0
短期入所	10	2	2	0						0
共同生活援助	12	7	2	4		2	1		11	14
就労移行支援	3	3	3	0						0
就労継続支援A型	1	1	1	0						0
就労継続支援B型	13	8	8	0						0
生活介護	10	3	3	0						0
就労定着支援	3	3	3	0						0
地域活動支援センター	3	2	2	0						0
児童発達支援	12	4	2	0						0
放課後等デイサービス	15	5	3	1	10					10
計画相談支援	7	4	3	1					10	10
地域移行支援	3	1	1	0						0
地域定着支援	3	1	1	0						0
障害児相談支援	5	2	2	0						0
空欄		4	4	0						0
総計	215	104	80	18	28	5	11	4	24	72

【分析】

- 居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービス、共同生活援助、放課後等デイサービス、計画相談支援のサービス提供増が予定されており、特に計画相談支援については、提供体制が十分ではない現状の改善が期待できる。
- 日中系サービスについては、全ての事業所が増員予定なしと回答している。

●令和8年度までに参入を検討しているサービス

サービス種別	現在提供サービス					総計
	在宅	GH	日中	児童	相談	
行動援護	1					1
重度障害者等包括支援				1		1
共同生活援助	1		1			2
就労継続支援B型				1		1
自立生活援助	1					1
就労選択支援			1			1
児童発達支援				1		1
医療型児童発達支援				1		1
放課後等デイサービス				1		1
計画相談支援			1			1
障害児相談支援				1		1
参入予定なし	18	2	6	2	3	31
総計	21	2	9	8	3	43

※横軸の区分は、以下の事業所の回答内容を集計したものです。

「在宅」・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、訪問入浴サービス、短期入所を提供している事業所

「GH」・・・共同生活援助（グループホーム）を提供している事業所

「日中」・・・就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、生活介護、就労定着支援、地域活動支援センターを提供している事業所

「児童」・・・児童発達支援、放課後等デイサービスを提供している事業所

「相談」・・・計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援を提供している事業所

【分析】

○居宅介護や同行援護などの訪問系サービス、共同生活援助、日中系サービス・計画相談支援や障害児相談支援などの相談系サービス事業所は、「参入予定なし」が多かった。

○一方、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所は、事業所新設や他サービスへの参入を検討している。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

本計画は、本市における障害福祉施策全般の方向性を定める「藤井寺市障害者計画」との整合を図る観点から、当該計画と同様の基本理念および基本目標を掲げ、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

基本理念

人権尊重の理念に基づく 障害者施策の構築を目指して

基本目標 1 インクルーシブな社会への理解促進

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除き、障害の有無に関わらず、その能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるよう配慮します。そして、アクセシビリティを向上させ、全ての市民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。

基本目標 2 意思決定の尊重

ライフステージの全ての段階において、障害のある人が自ら選択・決定することができるよう、当事者本位の自立した生活を送るために必要となるさまざまなサービスや支援の実施や、その支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む市民の主体的な参加を推進します。

基本目標 3 まちぐるみの支え合いの仕組みづくり

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を、既存の制度・事業等にとらわれることなく提供できるよう、事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図り、市民一人ひとりが自立しながら共存し、地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う「共生」のまちづくりを展開します。

また、包括的な支援体制の構築に取り組み、相談支援や多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する取組を検討します。

2. サービス提供体制の確保において踏まえるべき視点

①障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者手帳所持者をはじめ、難病患者、障害のある児童等が身近な地域で一元的な障害福祉サービスを受けることができるよう、府や関係機関の支援等を通じて、サービスの充実に努めます。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活における支援や、卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした支援を充実し、施設入所者の地域への移行を図ります。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、住民が主体的に地域づくりに取り組む仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組の推進、専門的な支援を必要とする人に対する、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築に努めます。

⑤障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害種別にかかわらず、療育等の必要な支援を行う障害児通所支援や障害児相談支援等の充実を図ります。また、障害のある児童のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

⑥障害福祉人材の確保・定着

将来的に、安定した障害福祉サービスの提供と、障害福祉に関する多様な事業を実施していくために、研修の実施や多職種間の連携の推進等、人材育成や提供体制の確保や定着に努めます。

⑦障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人が文化芸術の鑑賞、創造等の多様な活動に参加できる機会を創出します。また、視覚障害のある人の読書環境の整備等、地域における社会参加の促進を図ります。

3. SDGsを意識したまちづくり

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

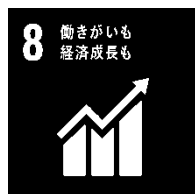
本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

●本計画に関連するSDGsのゴール



目標3：全ての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標8：働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標10：人や国の不平等をなくそう

国内および各国家間の不平等を是正する



目標11：住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標16：平和と公正を全ての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第4章 成果目標と活動指標

1. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

①第6期計画及び第2期計画の達成状況

国の指針	○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。 ○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
大阪府の指針	○国指針に沿って、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。 ○国指針に沿って、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
藤井寺市の指針	○大阪府の指針に従い、令和5年度末における目標の設定を行います。
令和4年度末時点の取組状況	○個々のケースで、本人・家族のニーズに寄り添った支援を実施するよう心掛けている。病院や本人、家族からの相談に乗り、ケース会議に参加するなどの取り組みを行うなど、市が積極的にケースワークとして地域移行支援を行っている。

●成果目標の達成状況

項目	目標数値	令和4年度実績値	備考
【目標】 地域生活移行者数 (B)	4人	1人	令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6.6%	1.7%	移行割合 (B/A)
【目標】 施設入所者の削減数 (C)	1人	3人	(A)の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
	1.6%	5.1%	削減割合 (C/A)
参考基準値	令和元年度実績	令和4年度実績	
施設入所者数 (A)	61人	58人	

②第7期計画及び第3期計画の目標

国の指針	<p>○令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。</p> <p>○令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減。</p>
大阪府の指針	<p>○国指針に沿って、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。</p> <p>○国基準と異なる目標として、令和4年度末時点の施設入所者数から1.7%以上削減。</p>
藤井寺市の指針	<p>○大阪府の指針に従い、令和8年度末における目標の設定を行います。</p>

●成果目標

項目	数値	備考
【参考】 令和4年度末時点の施設入所者数（A）	58人	
【目標】地域生活移行者数（B）	4人	令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6.9%	移行割合（B/A）
【目標】施設入所者の削減数（C）	1人	（A）の時点から、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値
	1.7%	削減割合（C/A）
【目標】 令和8年度末時点の施設入所者数	57人	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①第6期計画及び第2期計画の達成状況

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度の精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上。 ○令和5年度末までに精神病床における1年以上の長期入院患者数削減。 ○令和5年度の精神病床における早期退院率：3か月69%以上、6か月86%以上、1年92%以上。
大阪府の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○国指針に沿って、令和5年度の精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上。 ○令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数8,688人。 ○国指針に沿って、令和5年度の精神病床における早期退院率：3か月69%以上、6か月86%以上、1年92%以上。
藤井寺市の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府の指針に従い、令和5年度末における目標の設定を行います。
令和4年度末時点の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度より、藤井寺市障害者支援会議を活用して精神障害にも対応した地域包括ケア会議を開催しています。 ○病院からの求めに応じ、ケース会議に参加し、障害支援区分の決定などの必要な手続きを支援しています。

●成果目標の達成状況

項目	目標数値	令和4年度実績値
令和5年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	37人	37人
令和5年度の精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	332.0日※
令和5年度の精神病床における早期退院率	3か月69%以上 6か月86%以上 1年92%以上	3か月65.4%※ 6か月81.9%※ 1年89.1%※

※精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における早期退院率については、令和6年2月時点で令和4年度の実績が公表されていないため、公表されている最新の令和元年度実績を掲載しています。

②第7期計画及び第3期計画の目標

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度の精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上。 ○令和8年度末までに精神病床における1年以上の長期入院患者数削減。 ○令和8年度の精神病床における早期退院率：3か月 68.9%以上、6か月 84.5%以上、1年 91.0%以上。
大阪府の指針	○令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を 8,193 人とする。
藤井寺市の指針	○国及び大阪府の方針に基づき、目標値を設定します。なお、「令和8年度末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数」については、令和3年6月30日時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者者数に占める、本市の長期入院患者数の割合で按分した数値を設定します。

●成果目標

項目	目標数値
令和8年度の精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3 日以上
令和8年度末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数	29 人
令和8年度の精神病床における早期退院率	3か月 68.9%以上 6か月 84.5%以上 1年 91.0%以上

(3) 地域生活支援の充実

①第6期計画及び第2期計画の達成状況

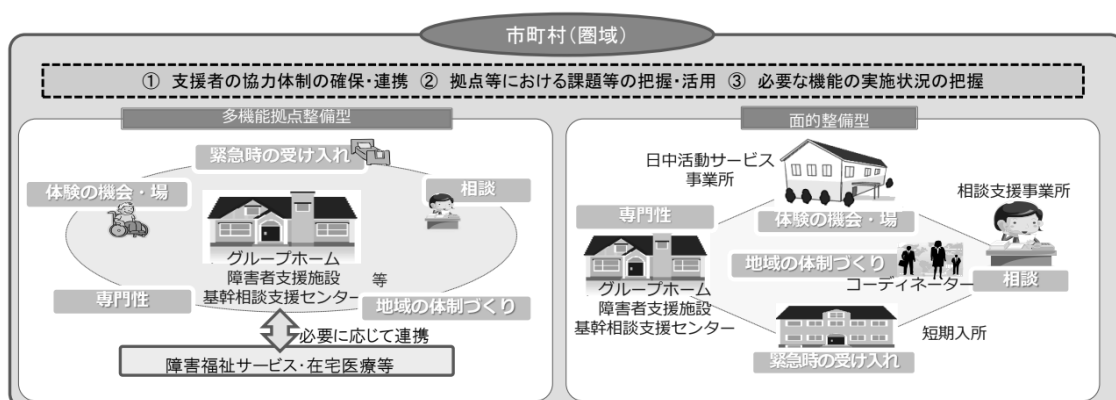
国の指針	○令和5年度末までに各市町村もしくは圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等*を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討する。
大阪府の指針	○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に、緊急時の受け入れ・対応を見据えた地域生活支援拠点等を一つ以上整備することを設定。
藤井寺市の指針	○柏原市とともに、地域生活支援拠点を圏域で設置し、緊急時の受け入れ先の確保については、すでに実施しています。今後もこの圏域設置を維持しつつ、事業者との連携のもと、拠点機能をより充実させるための検討を、関係機関と協議しながら進めていきます。
令和4年度末時点の取組状況	○実施済みの緊急時受け入れ先の確保について継続実施しています。 ○拠点機能をより充実させるための検討を大阪府と進めています。

地域生活支援拠点等について

「地域生活支援拠点等」は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことで。

具体的には、**1. 相談（地域移行、親元からの自立等）、2. 緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、3. 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、4. 専門性（人材の確保・養成、連携等）、5. 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）**の5つの機能のいずれかを備えているものをいいます。

また、整備方法の視点から、一つの施設や事業所で複数の機能を担う「多機能拠点整備型」、複数の施設や事業所で機能を担う「面的整備型」に分けられます。



厚生労働省「地域生活支援拠点等の整備について」より掲載

②第7期計画及び第3期計画の目標

<p>国の指針</p>	<p>○令和8年度末までに各市町村もしくは圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討する。</p> <p>○令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国指針に沿った目標設定とし、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、①強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施、②大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○柏原市とともに、地域生活支援拠点を圏域で設置し、緊急時の受け入れ先の確保については、すでに実施しています。今後もこの圏域設置を維持しつつ、事業者との連携のもと、拠点機能をより充実させるための検討を、関係機関と協議しながら進めていきます。</p> <p>○強度行動障害者に関しては、アンケート結果や大阪府の研修内容を藤井寺市障害者支援会議にて共有し、支援の質の向上に向けた取り組みを行ってまいります。</p>

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①第6期計画及び第2期計画の達成状況

国の指針	<p>○福祉施設から一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.27倍以上とする（就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業1.26倍以上、就労継続支援B型事業1.23倍以上）。</p> <p>○福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者が7割以上。就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上を基本とする。</p> <p>○就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の向上</p>
大阪府の指針	<p>○国の指針に沿って、福祉施設から一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.27倍以上とする（就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業1.26倍以上、就労継続支援B型事業1.23倍以上）。</p> <p>○国の指針に沿って、福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者が7割以上。就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が7割以上を基本とする。</p>
藤井寺市の指針	○大阪府の指針に従い、それぞれ令和5年度末における目標の設定を行います。
令和4年度末時点の取組状況	<p>○令和4年度に、市内就労移行支援事業所の利用者を藤井寺市役所にて職場体験の受け入れを行いました。</p> <p>○藤井寺市障害者支援会議等で、課題や好事例の検証を行いました。</p>

●成果目標の達成状況

項目	目標数値	令和4年度実績値
①年間一般就労移行者数	13人	8人
②就労移行支援事業からの一般就労	8人	5人
③就労A型事業からの一般就労	3人	1人
④就労B型事業からの一般就労	2人	2人
⑤一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	10人	5人
⑥就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	7割	6.7割
⑦就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	8,000円	9,434円

※①～⑤の利用者数は該当年度の上半期実績に基づく

②第7期計画及び第3期計画の目標

<p>国の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.28倍以上とする（就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型事業1.29倍以上、就労継続支援B型事業1.28倍以上）。 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上。 ○令和8年度末時点の就労定着支援事業利用者数が令和3年度末時点の1.41倍。 ○就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が2割5分以上。
<p>大阪府の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国の指針に沿って、福祉施設から一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.28倍以上とする（就労移行支援事業1.31倍以上、就労継続支援A型事業1.29倍以上、就労継続支援B型事業1.28倍以上）。 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上。 ○国の指針に沿って、令和8年度末時点の就労定着支援事業利用者数が令和3年度末時点の1.41倍。 ○国の指針に沿って、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が2割5分以上。 ○関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設置。 ○就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の向上
<p>藤井寺市の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府の指針に従い、それぞれ令和8年度末における目標の設定を行います。

●成果目標

項目	目標数値	備考
①年間一般就労移行者数	25人	令和3年度実績の1.39倍
②就労移行支援事業からの一般就労	15人	令和3年度実績の1.36倍
③就労継続支援A型事業からの一般就労	4人	令和3年度実績の1.33倍
④就労継続支援B型事業からの一般就労	6人	令和3年度実績の1.50倍
⑤就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	6割以上	【参考】 市内3事業所のうち2事業所以上
⑥就労定着支援事業の利用者数	12人	令和3年度実績の2倍
⑦就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所	2割5分以上	【参考】 市内3事業所のうち1事業所以上
⑧就労に関する協議会の設置	設置	
⑨就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	10,500円	

参考：令和3年度の実績

項目	実績値
年間一般就労移行者数	18人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	11人
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	3人
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	4人
就労定着支援事業の利用者数	6人

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

①第6期計画及び第2期計画の達成状況

<p>国の指針</p>	<p>○令和5年度末までに、児童発達支援センターを市町村(圏域でも可)に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、全ての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築する。</p> <p>○令和5年度末までに、各市町村の重症心身障害児数に応じて、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置する。</p> <p>○令和5年度末までに、市町村(圏域でも可)がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。</p>
<p>大阪府の指針</p>	<p>○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村(圏域でも可)に少なくとも1か所以上設置する。また、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制の構築に努められたい。</p> <p>○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村(圏域でも可)において重症心身障がい児数に応じて、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置する。</p> <p>○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、市町村(圏域でも可)がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。</p>
<p>藤井寺市の指針</p>	<p>○羽曳野市、松原市とともに、児童発達支援センターを圏域で設置しており、保育所等訪問支援事業もすでに実施しているため、引き続き、提供体制の維持を図ります。</p> <p>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについても、市内に1か所ずつと圏域に複数あることから、引き続き、提供体制の維持を図ります。</p> <p>○国及び大阪府の指針に沿って、令和5年度末までに、近隣市及び藤井寺保健所と連携し、医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名配置します。</p>
<p>令和4年度末時点の取組状況</p>	<p>○児童発達支援センターの圏域設置を継続し、保育所等訪問支援の提供体制を維持しました。</p> <p>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサ</p>

	<p>ービスは、市内事業所数の変動はありませんが、圏域内の事業所は増加しました。</p> <p>○府と協議を進めていますが、協議の場の設置には至っていません。</p>
--	---

②第7期計画及び第3期計画の目標

国の指針	<p>○令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村(圏域でも可)に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築。</p> <p>○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。</p> <p>○令和8年度末までに、市町村(圏域でも可)がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。</p>
大阪府の指針	<p>○国指針に沿った目標設定とし、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村(圏域でも可)に少なくとも1か所以上設置する。また、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制の構築に努められたい。</p> <p>○国指針に沿った目標設定とし、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。</p> <p>○国指針に沿った目標設定とし、令和8年度末までに、市町村(圏域でも可)がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。</p>
藤井寺市の指針	<p>○羽曳野市、松原市とともに、児童発達支援センターを圏域で設置しており、保育所等訪問支援事業もすでに実施しているため、引き続き、提供体制の維持を図ります。</p> <p>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについても、市内に1か所ずつと圏域に複数あることから、引き続き、提供体制の維持を図ります。</p> <p>○国及び大阪府の指針に沿って、令和8年度末までに、近隣市及び大阪府藤井寺保健所と連携し、医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。</p>

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

①第6期計画及び第2期計画の達成状況

国の指針	○令和5年度末までに各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。
大阪府の指針	○国指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
藤井寺市の指針	○国及び大阪府の指針に沿って、相談支援体制の強化を実施する体制を確保するために、現在の委託相談支援事業の役割の再確認を行うことで、基幹相談支援センターの機能について検討を進めます。
令和4年度末時点の取組状況	○大阪府や委託相談支援事業所と検証を行いました。基幹相談支援センターの設置には至っていません。

②第7期計画及び第3期計画の目標

国の指針	○令和8年度末までに各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うための協議会の体制を確保。
大阪府の指針	○国指針に沿った目標設定とし、令和8年度末までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うための協議会の体制を確保。
藤井寺市の指針	○国及び大阪府の指針に沿って、相談支援体制の強化を実施する体制を確保するために、令和6年度中の基幹相談支援センターの設置を目指します。 ○藤井寺市障害者支援会議において、地域サービス基盤の開発・改善等に向けた個別事例の検討を進めてまいります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①第6期計画及び第2期計画の達成状況

国の指針	○令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
大阪府の指針	○国指針の趣旨を踏まえて、令和5年度末までに大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。 ○国指針の趣旨を踏まえて、令和5年度末までに大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。 ○国指針の趣旨を踏まえて、令和5年度末までに大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。
藤井寺市の指針	○指定権限を有していないことから、大阪府の指針に従い、大阪府が設置する協議の場に参加し、また、職員研修への参加や審査結果の共有について体制を整備します。
令和4年度末時点の取組状況	○大阪府が開催している「指定・指導業務に関する調整会議」の内容を共有し、大阪府の実施する監査に同行して、請求内容に関する注意喚起を行いました。また、研修に参加すると共に請求内容の審査を複数人体制で行いました。

②第7期計画及び第3期計画の目標

国の指針	○令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
大阪府の指針	○大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。 ○「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討を行う。 ○指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。
藤井寺市の指針	○大阪府が開催している「指定・指導業務に関する調整会議」の内容を共有し、また、審査結果の共有については、適切な取り組み内容の検討を進めます。

2. 活動指標

それぞれのサービスごとの令和3年度から令和5年度までの実績と、令和6年度から令和8年度までの見込を掲載しています。なお、令和5年度の実績については、令和5年7月までの実績から算出した実績見込を掲載しています。

(1) 訪問系サービス

●訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的障害・精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害のある人や精神障害のある人が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。

①居宅介護

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害 のある人	人／月	71	73	77	81	85	89
	時間／月	1,566	1,611	1,748	1,839	1,930	2,043
知的障害 のある人	人／月	22	23	24	25	26	27
	時間／月	211	216	204	212	221	229
精神障害 のある人	人／月	61	60	62	64	66	68
	時間／月	733	717	725	748	771	795
障害の ある児童	人／月	2	2	2	2	2	2
	時間／月	8	12	14	14	14	14
合計	人／月	156	158	165	172	179	186
	時間／月	2,518	2,556	2,691	2,813	2,936	3,081

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、令和3年度からの増加傾向を維持するものとし、それぞれ前年度より4人増と設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 知的障害のある人も、令和3年度から増加傾向にあり、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 精神障害のある人は、第6期で増減がありますが、増加を見込み、それぞれ前年度より2人増と設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 障害のある児童は、減少、横ばい傾向にあるため、令和3年度以降と同じ2人を設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

②重度訪問介護

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	15	14	15	15	15	15
	時間／月	891	677	1,200	1,200	1,200	1,200
知的障害のある人	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
合計	人／月	15	14	15	15	15	15
	時間／月	891	677	1,200	1,200	1,200	1,200

【見込の考え方】

○身体障害のある人について、第6期で増減がありますが、今後は横ばいの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画では令和5年度の実績を横ばいとした利用者数を設定しています。

③同行援護

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	14	12	13	14	15	16
	時間／月	261	288	225	242	260	277
障害のある児童	人／月	1	0	1	1	1	1
	時間／月	2	0	3	3	3	3
合計	人／月	15	12	14	15	16	17
	時間／月	263	288	228	245	263	280

【見込の考え方】

○身体障害のある人・障害のある児童ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を背景として利用者数が減少傾向にありますが、今後の回復を想定し、身体障害のある人についてそれぞれ前年度より1人増と設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

④行動援護

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
知的障害のある人	人／月	5	6	7	8	9	10
	時間／月	209	201	244	279	314	349
精神障害のある人	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
障害のある児童	人／月	2	3	4	5	6	7
	時間／月	50	62	119	149	208	268
合計	人／月	7	9	11	13	15	17
	時間／月	259	263	363	428	522	617

【見込の考え方】

○全体として、新型コロナウイルス感染症の影響を背景として利用時間は減少傾向にある一方、利用者数は増加傾向にあります。今後も継続して利用者数が増加することを想定し、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

⑤重度障害者等包括支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
障害のある児童	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
合計	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

○令和5年現在で利用者がおらず、今後もこの傾向が継続すると予測されますが、サービスを必要とする人のニーズ把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

(2) 日中活動系サービス

●日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害のある人や精神障害のある人に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害のある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援（仮称）	障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障害のある人に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

①生活介護

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	44	41	41	42	43	44
	人日／月	674	641	656	672	688	704
知的障害のある人	人／月	134	137	140	143	147	151
	人日／月	2,625	2,670	2,730	2,789	2,867	2,945
精神障害のある人	人／月	8	9	9	10	11	12
	人日／月	103	121	104	115	127	138
合計	人／月	186	187	190	195	201	207
	人日／月	3,402	3,432	3,490	3,576	3,682	3,787

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、第6期では利用者数の減少が見られますが、今後は増加に転じるとの考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 知的障害のある人は、令和3年度から利用者数・利用日数ともに増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、令和6年度は前年度より3人、令和7年度以降はそれぞれ前年度より4人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 精神障害のある人は、第6期では利用者数は微増から横ばいで推移していますが、今後は増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

②自立訓練（機能訓練）

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	0	0	0	0	1	1
	人日／月	0	0	0	0	21	21
精神障害のある人	人／月	0	0	0	0	1	1
	人日／月	0	0	0	0	11	11
合計	人／月	0	0	0	0	2	2
	人日／月	0	0	0	0	32	32

【見込の考え方】

- 直近3年間では利用者がおりませんが、過去の実績を踏まえた利用者数、利用日数を設定します。

②自立訓練（生活訓練）

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
知的障害のある人	人／月	5	6	6	6	7	8
	人日／月	91	117	86	86	101	115
精神障害のある人	人／月	1	3	3	3	4	5
	人日／月	15	41	46	46	61	76
合計	人／月	6	9	9	9	11	13
	人日／月	106	158	132	132	162	191

【見込の考え方】

- 知的障害のある人は、第6期では利用者数は微増から横ばいで推移していますが、今後は増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 精神障害のある人は、第6期では利用者数は微増から横ばいで推移していますが、今後は増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

③就労移行支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	3	5	5	6	7	8
	人日／月	44	82	93	111	130	148
知的障害のある人	人／月	8	6	6	7	8	9
	人日／月	128	98	104	121	138	156
精神障害のある人	人／月	13	14	14	15	16	17
	人日／月	213	206	206	221	235	250
合計	人／月	24	25	25	28	31	34
	人日／月	385	386	403	453	503	554

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、第6期では利用者数は微増から横ばいで推移していますが、今後は増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

○知的障害のある人は、第6期では利用者数は微減から横ばいで推移していますが、今後は増加に転じるという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

○精神障害のある人は、第6期では利用者数は微増から横ばいで推移していますが、今後は増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

④就労継続支援A型

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人/月	8	6	6	7	8	9
	人日/月	147	101	111	130	148	167
知的障害のある人	人/月	8	7	7	8	9	10
	人日/月	144	123	125	143	161	179
精神障害のある人	人/月	28	33	34	35	36	37
	人日/月	535	614	646	665	684	703
合計	人/月	44	46	47	50	53	56
	人日/月	826	838	882	938	993	1,049

【見込の考え方】

○身体障害のある人は、第6期では利用者数は微減から横ばいで推移していますが、今後は増加に転じるという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

○知的障害のある人は、第6期では利用者数は微減から横ばいで推移していますが、今後は増加に転じるという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

○精神障害のある人は、令和3年度から利用者数・利用日数ともに増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

⑤就労継続支援B型

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害 のある人	人／月	9	14	15	16	17	18
	人日／月	125	199	245	261	277	293
知的障害 のある人	人／月	77	81	84	87	90	93
	人日／月	1,352	1,439	1,504	1,557	1,611	1,665
精神障害 のある人	人／月	39	51	52	53	54	55
	人日／月	555	711	764	779	794	809
合計	人／月	125	146	151	156	161	166
	人日／月	2,032	2,349	2,513	2,597	2,682	2,767

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、令和3年度から利用者数・利用日数ともに増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 知的障害のある人は、令和3年度から利用者数・利用日数ともに増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より3人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 精神障害のある人は、令和3年度から利用者数・利用日数ともに増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

⑥就労定着支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害 のある人	人／月	0	0	0	0	0	0
知的障害 のある人	人／月	3	3	3	3	3	3
精神障害 のある人	人／月	3	5	6	7	8	9
合計	人／月	6	8	9	10	11	12

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、令和5年現在で利用者がおらず、今後もこの傾向が継続すると予測されますが、サービスを必要とする人のニーズ把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。
- 知的障害のある人は、第6期では利用者数は横ばいで推移しており、今後もこの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。
- 精神障害のある人は、令和3年度から利用者数は増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より1人増と設定しています。

⑦就労選択支援（仮称）

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	—	—	—	—	1	1
知的障害のある人	人／月	—	—	—	—	1	1
精神障害のある人	人／月	—	—	—	—	1	1
合計	人／月	—	—	—	—	3	3

【見込の考え方】

- 本サービスは、令和7年度より新設される予定のサービスであるため、利用実績はありません。
- 市内事業所において令和7年度からの新設意向がみられることより、それぞれの障害種別について令和7年度より1人を設定しています。

⑧療養介護

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	4	3	3	3	3	3
知的障害のある人	人／月	2	2	2	2	2	2
合計	人／月	6	5	5	5	5	5

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、第6期では利用者数は微減から横ばいで推移しており、今後もこの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。
- 知的障害のある人は、第6期では利用者数は横ばいで推移しており、今後もこの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。

⑨短期入所

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害 のある人	人／月	6	6	6	7	8	9
	人日／月	25	22	34	39	45	50
知的障害 のある人	人／月	37	32	32	34	36	38
	人日／月	202	174	170	180	191	201
精神障害 のある人	人／月	1	1	1	2	2	3
	人日／月	9	1	4	8	8	12
障害の ある児童	人／月	6	5	5	5	5	5
	人日／月	19	16	16	16	16	16
合計	人／月	50	44	44	48	51	55
	人日／月	255	213	224	243	260	279

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、第6期では利用者数は横ばいで推移していますが、今後は増加に転じるという考えのもと、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 知的障害のある人は、第6期では利用者数は減少から横ばいで推移していますが、今後は増加に転じるという考えのもと、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より2人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 精神障害のある人は、第6期では利用者数は横ばいで推移していますが、今後は増加に転じるという考えのもと、第7期計画では、利用者数を令和6年度から7年度までは横ばい、令和8年度は前年度より1人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 障害のある児童は、第6期では利用者数は横ばいで推移しており、今後もこの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。

(3) 居住系サービス

● 居住系サービスの種類と内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

① 自立生活援助

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害 のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障害 のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害 のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

○令和5年現在で利用者がおらず、今後もこの傾向が継続すると予測されますが、サービスを必要とする人のニーズ把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

②共同生活援助

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	7	10	12	14	16	18
知的障害のある人	人／月	70	74	76	78	80	82
精神障害のある人	人／月	10	13	15	17	19	21
合計	人／月	87	97	103	109	115	121

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、令和3年度から利用者数は増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より2人増と設定しています。
- 知的障害のある人は、令和3年度から利用者数は増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より2人増と設定しています。
- 精神障害のある人は、令和3年度から利用者数は増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より2人増と設定しています。

③施設入所支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人／月	12	11	11	11	11	10
知的障害のある人	人／月	46	47	47	47	47	47
精神障害のある人	人／月	0	0	0	0	0	0
合計	人／月	58	58	58	58	58	57

【見込の考え方】

- 施設入所支援の利用者数は、成果目標1「施設入所者の地域生活への移行」との関連より、令和8年度末時点での施設入所者削減数1人を踏まえた57人としています。

(4) 相談支援

●居住系サービスの種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害のある人に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

①計画相談支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人/月	16	21	21	22	23	24
知的障害のある人	人/月	44	52	55	58	61	64
精神障害のある人	人/月	21	32	34	36	38	40
障害のある児童	人/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	81	105	110	116	122	128

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、第6期では利用者数は増加から横ばいで推移していますが、今後は増加が続くという考えのもと、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より1人増と設定しています。
- 知的障害のある人は、令和3年度から利用者数は増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より3人増と設定しています。
- 精神障害のある人は、令和3年度から利用者数は増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれるため、第7期計画では、利用者数をそれぞれ前年度より2人増と設定しています。
- 障害のある児童については、令和3年度より利用実績がなく、今後もこの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。

②地域移行支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人/月	0	0	1	1	1	1
合計	人/月	0	0	1	1	1	1

【見込の考え方】

○精神障害のある人は、令和5年度に1人の利用者数があり、今後も継続して利用することが見込まれるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。

③地域定着支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人	人/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

○令和5年現在で利用者がおらず、今後もこの傾向が継続すると予測されますが、サービスを必要とする人のニーズ把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

(5) 発達障害のある人等に対する支援

●発達障害のある人等に対する支援の種類と内容

サービス名	内容
発達障害のある人等に対する支援	発達障害のある人・児童の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みをもつ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
受講者数	人	0	6	5	10	10	10
実施者数	人	0	2	2	2	2	2

【見込の考え方】

ペアレントトレーニングとして、毎年講座（定員10名、講師2名）を開催しており、今後も継続した講座の実施を見込んでいます。

②ペアレントメンターの人数

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加人数	人	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

すでに当事者団体において、類似する活動がされていますが、本市に府が主催する養成講座を受けたペアレントメンターがいないことから、0人で見込んでいます。

③ピアサポート活動への参加人数

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加人数	人	0	19	19	19	19	19

【見込の考え方】

発達障害児者当事者団体で実施されている交流会の参加人数で見込んでいます。今後もピアサポート事業のあり方やニーズの把握に努めます。

(6) 精神障害に対応する支援体制

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を計画的に推進する、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、関係機関の協議の場を設置し、関連施策を展開します。

①協議の場の開催回数

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
開催回数	回	1	1	1	1	1	1

【見込の考え方】

藤井寺市障害者支援会議を活用して令和3年度より開催しており、引き続き開催を予定しております。

②協議の場への関係者の参加者数

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
保健関係者	人	2	3	2	2	3	2
医療関係者	人	0	0	0	0	0	0
福祉関係者	人	8	16	24	8	16	24
介護関係者	人	0	0	0	0	0	0
当事者・家族等	人	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

藤井寺市障害者支援会議を活用して令和3年度より開催しており、引き続き開催を予定しております。今後は、必要に応じて保健・福祉以外の分野の関係者の参加を検討します。

③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1

【見込の考え方】

藤井寺市障害者支援会議を活用して令和3年度より開催しており、引き続き開催を予定しております。

④精神障害のある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助（再掲）

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域移行支援	人／月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人／月	10	13	15	17	19	21
自立生活援助	人／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人／月	1	3	3	3	4	5

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施（基幹相談支援センターの設置）の見込と、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込をそれぞれ設定します。

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置	実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	0	0	0	1	1	1
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	1	0	0	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組み	回	3	3	3	3	3	3
個別事例の支援内容の検証	回	0	0	0	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数	0	0	0	2	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	回	0	0	0	3	3	3
	参加事業者数	0	0	0	11	11	11
協議会の専門部会の設置	設置数	0	0	0	1	1	1
	回	0	0	0	3	3	3

【見込の考え方】

現在の委託相談支援事業の役割の再確認を行い、令和6年度中の基幹相談支援センターの設置を目指します。

基幹相談支援事業所による地域の相談支援事業所への支援は、主に藤井寺市障害者支援会議相談支援事業所部会を活用して進めていきます。

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数	人/年	8	9	8	9	9	9

【見込の考え方】

福祉総務課の職員を年2回以上の研修に参加させます。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
	回/年	0	0	0	0	0	1

【見込の考え方】

審査結果の共有については、適切な取り組み内容の検討を進めます。

(9) 地域生活支援事業（必須事業）

● 地域生活支援事業（必須事業）の種類と内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害のある人、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人（以下「聴覚障害のある人等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障害のある人・児童の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター（機能強化事業）	一般就労が難しい障害のある人に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

①理解促進研修・啓発事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込の考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

②自発的活動支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込の考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

③相談支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

【見込の考え方】

基幹相談支援センターにつきましては、必要な機能等について協議を行い、計画期間中の実施を目指します。

④成年後見制度利用支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【見込の考え方】

毎年利用者があるものとして見込み、そのまま横ばいを設定しています。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施 の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込の考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

⑥意思疎通支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者 派遣事業	件/年	89	97	134	136	138	140
	時間/年	128	155.5	192	204	207	210
要約筆記者 派遣事業	件/年	2	1	2	2	2	2
	時間/年	2	2	6	2	2	6
手話通訳者 設置事業	人/年	3	3	3	3	3	3

【見込の考え方】

○手話通訳者派遣事業は、令和3年度から増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、件数をそれぞれ前年度より2人増と設定し、時間数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

○要約筆記者派遣事業は、第6期では件数は微増から横ばいで推移しており、今後もこの傾向を維持するものとし、そのまま横ばいを設定しています。

○手話通訳者設置事業は、現在の3名体制を維持していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練 支援用具	件/年	2	5	6	7	8	9
自立生活 支援用具	件/年	11	14	15	16	17	18
在宅療養等 支援用具	件/年	4	3	3	3	3	3
情報・意思疎 通支援用具	件/年	5	9	9	9	9	9
排せつ管理 支援用具	件/年	1,564	1,586	1,596	1,606	1,616	1,626
居住生活動作 補助用具	件/年	1	0	1	1	1	1

【見込の考え方】

- 介護・訓練支援用具は令和3年度から増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1件増と設定しています。
- 自立生活支援用具は令和3年度から増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1件増と設定しています。
- 在宅療養等支援用具は、第6期では利用者数は減少から横ばいで推移していますが、今後も横ばいの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画でも横ばいの利用件数を設定しています。
- 情報・意思疎通支援用具は第6期では増加から横ばいで推移していますが、今後も横ばいの傾向が継続すると予想されるため、第7期計画でも横ばいの利用件数を設定しています。
- 排せつ管理支援用具は令和3年度から増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より10件増と設定しています。
- 居住生活動作補助用具は第6期では利用者数は減少から横ばいで推移していますが、今後も横ばいの傾向が継続すると予測されるため、第7期計画でも横ばいの利用件数を設定しています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成研修事業	人/年	18	9	31	31	32	33

【見込の考え方】

令和3年度から増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、令和6年度を令和5年度と同じ31人とし、令和7年度以降はそれぞれ前年度より1人増と設定しています。

⑨移動支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害のある人	人/月	33	36	39	42	45	48
	時間/月	8,395	8,929	8,447	9,097	9,747	10,397
知的障害のある人	人/月	98	99	102	105	108	111
	時間/月	22,804	23,222	24,011	24,717	25,423	26,129
精神障害のある人	人/月	20	18	20	22	24	26
	時間/月	2,489	2,778	2,304	2,534	2,765	2,995
障害のある児童	人/月	3	1	2	3	4	5
	時間/月	273	205	332	498	664	830
合計	人/月	154	154	163	172	181	190
	時間/月	33,961	35,133	35,094	36,846	38,599	40,351

【見込の考え方】

- 身体障害のある人は、令和3年度から増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より3件増と設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 知的障害のある人は、令和3年度から増加傾向にあり、今後も増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より3件増と設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- 精神障害のある人は、第6期で増減がありますが、今後も増加が続くという考えのもと、それぞれ前年度より1件増と設定し、利用時間は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

⑩地域活動支援センター事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
基礎的事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人/年	48	70	70	71	72	73

【見込の考え方】

利用者数は、令和4年度から増加傾向にありますが、それぞれ前年度より1件増とし、令和8年度は73人と設定しています。

(10) 地域生活支援事業（任意事業）

●地域生活支援事業（任意事業）の種類と内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供。
日中一時支援事業	日常生活を支援するため、障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費等を支給。

①訪問入浴サービス事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	人/年	3	2	3	3	3	3

【見込の考え方】

利用者数は一定増加傾向にありますが、そのまま横ばいが想定されることから、令和5年度以降を3人と設定しています。

②日中一時支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
日中一時支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

【見込の考え方】

令和5年現在で利用者がおらず、今後もこの傾向が継続すると予測されますが、サービスを必要とする人のニーズ把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

③更生訓練費給付事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
更生訓練費給付事業	人/年	25	33	39	39	39	39

【見込の考え方】

令和3年度から増加傾向にあり、今後もこの傾向が継続すると予測されることから、令和5年度を39人とし、そのまま横ばいで設定しています。

(11) 障害児通所支援等

● 障害児通所支援等の種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
福祉型児童入所支援、 医療型児童入所支援	施設等に入所している障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障害のある児童に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

①児童発達支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	人／月	98	93	95	97	99	101
	人日／月	806	804	817	834	851	869
医療型児童発達支援	人／月	0	1	1	1	1	1
	人日／月	0	1	1	1	1	1
合計	人／月	98	94	96	98	100	102
	人日／月	806	805	818	835	852	870

※令和6年4月1日より児童発達支援と医療型児童発達支援は一元化される予定です。

【見込の考え方】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が減少しましたが、それ以降は利用者数が回復しています。今後も継続して増加するものと想定し、利用者数をそれぞれ前年度より2人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。
- なお、医療型児童発達支援については、令和5年現在で利用者が1人おり、今後も継続して利用することが見込まれるため、第7期計画でも横ばいの利用者数を設定しています。

②居宅訪問型児童発達支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅訪問型児童発達支援	回／月	0	0	0	0	0	0

【見込の考え方】

- 令和5年現在で利用者がおらず、今後もこの傾向が継続すると予測されますが、サービスを必要とする人のニーズ把握に努めるとともに、サービス提供体制について検討します。

③放課後等デイサービス

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
放課後等 デイサー ビス	人／月	244	293	323	353	383	413
	人日／月	1,949	2,391	2,746	3,001	3,256	3,511

【見込の考え方】

○新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が減少しましたが、それ以降は利用者数が回復しています。今後も継続して増加するという考えのもと、それぞれ前年度より利用者数を30人増と設定し、利用日数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

④保育所等訪問支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
保育所等 訪問支援	人／月	9	8	8	8	9	9
	回／月	9	13	9	9	10	10

【見込の考え方】

○新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が減少しましたが、それ以降は利用者数が回復しています。今後の利用者数は、横ばいから微増傾向で推移するという考えのもと、令和6年度は令和5年度と同数を見込み、令和7年度以降は前年度より利用者数を1人増と設定し、利用回数は利用者数の増加と合わせて増加する設定としています。

⑤障害児相談支援

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害児相 談支援	人／月	17	17	17	18	19	20

【見込の考え方】

○利用者数は横ばい又は微増傾向で推移してきており、今後も継続して増加するという考えのもと、利用者数をそれぞれ前年度より1人増と設定しています。

⑥医療的ケア児等コーディネーター配置人数

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉関係	人	0	0	0	0	0	1
医療関係	人	0	0	0	0	0	1

【見込の考え方】

○令和5年現在は未設置ですが、今後も医療的ケア児等コーディネーターの設置に向けて検討を進めます。

3. 成果目標の達成について

「1. 成果目標」において掲げた成果目標について、その達成に向けた本市の考え方を示します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 施設に入所して生活している人のうち地域生活への移行を希望される人や、グループホームに入所されている人のうち一人暮らしを希望する人が、円滑に地域生活等へ移行することができるよう、ニーズの把握に努め、入所等からの地域生活等への移行が可能となる障害福祉サービス等の提供体制について検討を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築として、精神障害のある人及び精神保健に課題を抱える人やその家族の支援に係るニーズを把握し、大阪府藤井寺保健所と協力して、精神障害のある人等が地域での生活を継続できる支援体制の構築・充実に努めます。

(3) 地域生活支援の充実

- 地域生活を支える体制を整えるために、既存の地域生活支援拠点等について、ニーズに即した機能を備えた支援等の整備と機能強化について検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

- 一般就労の場の確保・拡大に向けて、令和4年度より行っている市内就労移行支援事業所からの職場体験の受け入れや、藤井寺市障害者支援会議等での課題や好事例の検証等を引き続き取り組みます。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先調達し、就労継続支援B型の工賃向上を目指します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを、地域の障害のある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関と位置づけ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーションなどの機能の整備・充実に向けて検討を進めます。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所のサービスの質の向上や関係機関との連携体制の構築についても引き続き取り組みを進めます。
- 令和3年度に医療的ケア児支援法が成立していることを受け、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築について検討を進めます。
- 難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療に向けた体制の整備や実施方法について検討を進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

- 相談支援体制の充実・強化に向けて、基幹相談支援センターの設置に向けて引き続き検討を進めるとともに、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援を進めていきます。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

- サービス等の質の向上に向けて、大阪府が開催している「指定・指導業務に関する調整会議」の内容を共有します。
- 職員研修への参加や審査結果の共有については、引き続き適切な取り組み内容の検討を進めます。

4. サービス等の確保策

(1) 基本的な考え方

障害のある人の地域生活や、障害のある児童、当事者の家族の生活を支える体制を整備するにあたっては、国の基本指針や大阪府の考え方を踏まえ、以下の点を重視しながら進めていきます。

① サービス提供体制の確保・充実

- 障害福祉サービスの充実・質の向上に引き続き取り組みます。また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備推進にも取り組みます。
- 障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報など、サービス提供事業所の人材確保・育成について、市ができる取り組みを検討しつつ、報酬単価等について国・府に対して働きかけを続けていきます。
- 障害福祉サービス事業所等における利用者の安全確保をはじめ、防災・防犯対策や感染症対策の推進、研修の充実や職場環境の改善等を通じて、利用者が安心して質の高いサービスを受けることができる環境の整備に向けて取り組んでいきます。

② 連携を通じた支援体制の強化

- 藤井寺市障害者支援会議の各部会に、内容に応じて大阪府藤井寺保健所の参加を求めるなど多職種間の連携の推進を通じて、支援を提供できる体制づくりに努めます。また、関係する複数の協議会を合同で開催することなどによる効果的な運営の確保について検討を進めます。
- 藤井寺市障害者支援会議を活用し、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備の取組活性化に努めます。また、障害のある人等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善に取り組みます。

③ 障害のある児童に対する切れ目ない支援体制の構築

- 関係機関との連携や、サポートブックはばたきの活用により、就学時・卒業時の支援の円滑な引継ぎやライフステージに応じた対応力強化に努めます。また、18歳を迎える障害児入所施設に入所している児童が、本人の望む生活にスムーズに移行できるよう支援していきます。

④ 当事者の自己実現や社会参加を支える環境構築

- 藤井寺市障害児・障害者ふれあい支援事業や移動支援事業、日常生活用具給付事業等を活用し、障害のある人が創造や発表等の多様な文化活動に参加する機会の確保に努めます。

(2) 各サービスの確保方策

①訪問系サービス

- 訪問系サービスについては、今後も全体的に増加傾向にあることから、市民向けアンケートの結果から判明した市民ニーズを藤井寺市障害者支援会議にて共有し、市民ニーズに沿ったサービス提供の実現に向けて取り組みつつ、引き続きサービス提供体制の充実に努めていきます。

②日中活動系サービス

- 日中活動系サービスについては、コロナ禍からの回復や在宅支援の利用が緩和されたこと等、今後も増加傾向が見込まれることから、市民向けアンケートの結果から判明した送迎に関する市民ニーズや送迎時間に関する情報等を藤井寺市障害者支援会議にて共有し、市民ニーズに沿ったサービス提供の実現に向けて取り組みつつ、引き続き利用意向を踏まえながらサービス提供体制の充実に努めます。

③居住系サービス

- 市民向けアンケートの結果から判明した市民ニーズを藤井寺市障害者支援会議にて共有し、市民ニーズに沿ったサービス提供の実現に向けて取り組みつつ、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。また、施設入所支援については、支援を必要とする人の利用意向に対応できるよう、事業所における入所状況等の情報収集や利用者への情報提供を行います。

④相談支援

- 相談支援事業を実施していない障害福祉関係事業所に対して働きかけを行う等、相談支援事業所の充実に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、相談支援事業者と保健、医療、福祉サービスにつなげる等関係機関との連携強化を図ります。また、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握に努めます。

⑤発達障害のある人等に対する支援

- 発達障害・高次脳機能障害のある人が障害者総合支援法の給付対象であることの周知を行うとともに、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害のある人やその家族等に対する支援体制や発達障害の診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保に取り組みます。

⑥精神障害に対応する支援体制

- 令和3年度に設置した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に関する協議の場を活用し、引き続き大阪府藤井寺保健所と連携し、精神障害のある人等の地域生活の実現に向けた取り組みを進めていきます。

⑦相談支援体制の充実・強化のための取組

- 基幹相談支援事業所の設置に向けて地域における相談支援体制の検証を進め、主任相談支援専門員の計画的確保・有効活用に努めます。
- 障害者支援会議相談支援事業所部会を活用し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材育成に努め、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における検討を実施します。
- 障害児相談支援については、障害の疑いのある段階から障害のある児童本人や家族に対する継続的な相談支援、卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした支援の実現に向けて質の確保・向上及び提供体制の構築に努めます。

⑧障害福祉サービスの質を向上させるための取組

- 大阪府等が実施する研修に積極的に参加していくとともに、必要に応じて、専門性を高めるための研修の実施について検討を進めます。

⑨地域生活支援事業

- 日常生活用具給付事業等の活用による視覚障害のある人等の読書環境の整備や、障害のある人等による情報の取得利用・意思疎通がしやすい環境づくり、障害特性に配慮した意思疎通支援体制の整備、障害当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

⑩障害児通所支援等

- 藤井寺市障害者支援会議障害児事業所部会を活用し、障害児通所支援等の充実・質の向上や支援内容の適正化と安全の確保を図るための取組の推進、関係機関との連携について検討を進めます。

⑪その他

- 全ての障害のある人及び障害のある児童、ならびにその家族が不当な差別を受け、日常生活や教育、就労などあらゆる場面における権利を侵害されることのないよう、障害について、市民だけでなく、行政をはじめとした公的機関、事業所や学校、医療機関などに対しての周知啓発と理解促進に努めます。
- 虐待通報時の速やかな安全確認や事実確認と終結に至るまでの適切な対応など虐待の未然防止や早期対応に向けた体制の整備に取り組みます。
- 重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害のある人、難病患者の支援ニーズ、サービスにつながっていない在宅者のニーズの把握や、地域課題の整理、支援体制の強化等さまざまな障害に対応した体制の整備に努めます。
- 自己決定の尊重、情報の周知と把握、各種関係機関との緊密な連携など、障害者計画に記載のある取組事項を踏まえながら、国の基本指針に従いつつ、また、府の基本的な考え方に即して、障害福祉計画、障害児福祉計画の着実な推進を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 共生社会の実現に向けた地域との連携

国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、「地域共生社会の実現」を掲げています。地域住民をはじめ地域の多様な主体が地域のさまざまな課題の解決に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指していくことが求められています。

障害のある人の地域生活支援拠点づくりは、まさにこの一環として目指す必要があり、地域共生社会の理念や目指すところについて、普及啓発するとともに、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、地域団体、企業等が一体となって藤井寺市らしい地域生活支援拠点を目指します。

(2) 府・近隣自治体との連携

計画の推進に当たっては、サービスの調整をはじめサービス提供基盤整備、人材の養成・確保、就労支援等、広域的な調整・対応が必要です。

そのため、羽曳野市、松原市、柏原市等との連携を進めるとともに、障害福祉サービスに関わる人材の養成や就労機会の拡充、精神科病院退院者の支援、難病患者への支援など、広域的な課題にも適切に対応できるよう、大阪府や藤井寺保健所との連携強化を図ります。

(3) 庁内連携の推進

本計画は、障害のある人の施設から地域生活への移行支援、就労支援等、福祉分野をはじめ、保健、医療、人権、雇用、教育、住宅、交通など多様な分野との連携の下、総合的に取り組むことが必要です。

そのため、本計画の推進に当たっては、庁内関係各課と連携し、全庁が一体となって各種施策・事業を推進します。

(4) 制度やサービスに関する情報の発信

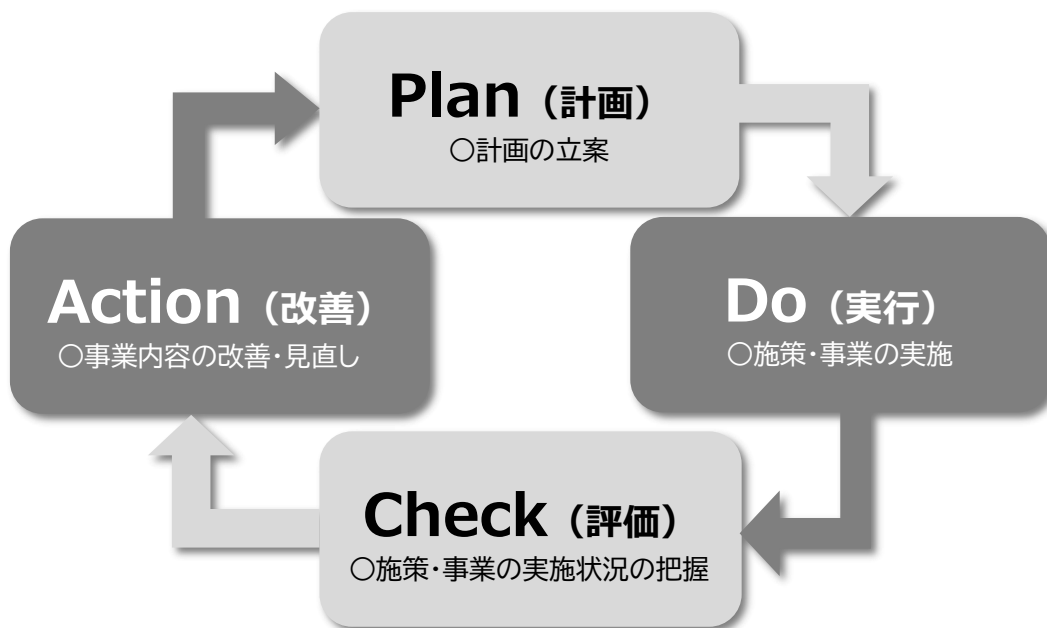
各種福祉制度や障害福祉サービス、障害児通所支援等の円滑な利用に向け、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病患者等も含め、利用可能な制度・サービスについて様々な情報媒体を活用して周知に努めます。また、関係部局との連携を通じて、障害のある人の特性に応じた情報の提供や意思疎通が可能な環境を整備します。

2. 計画の点検・評価

本計画の進行管理は、市（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する福祉総務課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

計画の推進には、障害のある人等を取り巻く社会環境等の変化と、障害のある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関、サービス提供事業所等を構成員とする「藤井寺市障害者支援会議」及びその専門部会等を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



資料編

1. 計画策定の経過

年月日	内容
令和5年6月30日	第1回藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会の開催 【議題】 <ul style="list-style-type: none">・次期計画における国及び府の指針について・計画策定スケジュールについて・障害福祉計画及び障害児福祉計画の振り返りについて・市民向けアンケート案について
令和5年7月～8月	市民向けアンケート調査の実施
令和5年8月～9月	事業者向けアンケート調査及び当事者団体向けアンケート調査の実施
令和5年10月13日	第2回藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会の開催 【議題】 <ul style="list-style-type: none">・市民向けアンケート調査結果の報告について・事業所向けアンケート調査結果の報告について・当事者団体向けアンケート調査結果の報告について
令和5年12月5日	第3回藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会の開催 【議題】 <ul style="list-style-type: none">・市民向けアンケート調査結果の追加報告について・次期計画の素案について
令和5年12月25日～ 令和6年1月19日	パブリックコメントの実施
令和6年2月16日	第4回藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会の開催 【議題】 <ul style="list-style-type: none">・次期計画のパブリックコメントの結果について・次期計画の案について

2. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則

平成 25 年 3 月 29 日規則第 29 号

改正 平成 28 年 12 月 28 日規則第 111 号

平成 30 年 6 月 26 日規則第 23 号

令和 2 年 3 月 31 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 42 年藤井寺市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、藤井寺市保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉施策推進のための意見集約
- (2) 保健福祉施策に関する調査研究
- (3) 保健福祉施策の実施に当たっての助言
- (4) 保健福祉計画策定に当たっての市長からの諮問の審議及び報告
- (5) その他保健福祉施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健福祉関係団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、施策の検討、供給サービス、事例研究等事務及び各種行政計画の審議を分掌する。
- 3 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 4 部会には部会長を置き、正副会長が分担し部会を総理する。
- 5 その他部会の会議に関する事項は、前条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

- 2 部会の庶務は、部会を主宰する担当課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委員である者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則 (平成28年12月28日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日規則第23号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿

令和5年4月1日時点

所属	氏名
桃山学院大学社会学部教授	◎安原 佳子
藤井寺市身体障害者福祉協議会	平田 侑子
藤井寺市心身障害児（者）父母の会	谷口 美智代
精神障害者まつしの家族会	保田 一恵
特定非営利活動法人 藤	永山 春樹
Mama's circle てらす	額田 庫三子
大阪府藤井寺保健所	宗美 肖佳
社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会	前原 由幸
藤井寺市こども未来部保育幼稚園課	八幡 智子

◎：部会長

4. 用語解説

あ行

■ICT（アイシーティー）

Information & Communications Technology の略称で、情報通信技術のことです。

■アクセシビリティ

「利用しやすさ」を意味する英語で、高齢者や障害のある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できることを意味します。

■アセスメント

障害のある人やその家族の話を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていく過程をいい、サービス提供等援助活動を行う前に行われる評価、あるいは課題分析のことです。

■医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のことです。

■医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものことをいいます。

か行

■基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止など、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のことです。

■高次脳機能障害

頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害のことです。

■合理的配慮

障害のある人一人ひとりの状況に応じた支援等について、お金や労力等の負担がかかりすぎない範囲で行う配慮のことです。

さ行

■支援学校

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。学校教育法第8章「特別支援教育」の第72条には「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と定められています。

■児童発達支援センター

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■市民後見人

一般市民による成年後見人のことで、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任された同じ地域に住む市民が、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

■重症心身障害（児）

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。これは医学的診断名ではなく児童福祉での行政上の措置を行うための定義（呼び方）です。

■手話通訳者

各都道府県で認定された手話通訳をする人のことで、都道府県が認定した民間機関が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格した後、都道府県の独自審査に通過することで「都道府県認定の手話通訳者」になることができます。

■手話奉仕員

市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人のことで、手話奉仕員養成講座の基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員として登録されます。

■障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害のある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関のことです。

■障害福祉データベース

障害福祉施策の検討やデータに基づいた評価検証の実施等を目的として、所持手帳や障害支援区分、利用したサービスの種類や費用などを匿名化した情報として蓄積するデータベースのことです。

■職業訓練

障害のある人を対象とする職業訓練は、大阪障害者職業能力開発校、高等職業技術専門校等を行うほか、求職者対象に民間教育訓練機関等に委託して行う訓練、在職者対象の訓練などさまざまあります。

■スーパーバイズ・コンサルテーション

スーパーバイズは「指導」、コンサルテーションは「相談」を意味する英語であり、サービス提供事業所に対する助言や援助を行うことをいいます。

た行

■地域包括ケアシステム

元来、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの包括的な支援・サービスを一体的に提供する体制や仕組みのことをいいます。

は行

■発達障害

発達障害者支援法の定義では、発達障害とは自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいい、WHO（世界保健機関）の基準「ICD-10」（「国際疾病分類」第10版）に準拠しています。

また、平成25年にアメリカ精神医学会が公表した「DSM-5」（「精神疾患の診断・統計マニュアル」第5版）では、自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害を統合した自閉症スペクトラム障害、限局性学習障害、注意欠如・多動性障害を発達障害としています。注意欠如・多動性障害は、平成26年に日本精神神経学会により「注意欠陥」が「注意欠如」に改名されました。

■パブリックコメント

行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度のことで、行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめホームページ等を通じて意見を募ります。住民は、電子メールや郵便等の方法で意見を提出します。

■バリアフリー

障害のある人や高齢者などが生活していく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去することです。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすることを目指しています。

■ピアサポート

障害のある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人によるさまざまな助言や、必要な支援を行うことです。

■ペアレントトレーニング

子どもへの肯定的な働きかけや環境調整を学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムのことです。

■ペアレントメンター

発達障害のある児童の子育て経験のある親が、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行うことです。

や行

■要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人のことです。要約筆記とは、会議や講演などの場において話の内容を要約し、手書きやパソコンを用いて伝達する、聴覚障害のある人に対する情報保障手段の一つです。

藤井寺市障害福祉計画（第7期）・藤井寺市障害児福祉計画（第3期）

発行年月：令和6年●月

編集・発行：藤井寺市 健康福祉部 福祉総務課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

電話番号：072-939-1111（代表）

FAX番号：072-939-0399